

明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
No. 1. January, 1907.
VOL. XIX.

明治廿一年五月創刊

每月一回二十日發行

明治四十年

監獄協會雜誌

壹月二十日發行

第貳拾卷
第壹號

監獄協會發行



刑法改正案に對する監獄

當局者の意見を歓迎す

本誌次號には「刑法改正案に就て」と題する小河博士の論文其他改正案に對する諸家の意見をも輯録せんことを期す、今や該案の議會に提出せられ大勢既に其通過を見ることの確實ならんとするの秋に當り刑法の實質的眞價を判定し得るの地位に立つ吾人監獄の當局たる所の者豈に能く其懷抱を披瀝せずして止むことを得べけむや、斷片零墨、固とより厭ふ所に非ず、切に吾が同僚諸君に此の千載一遇の機會を利用して其の多年の實驗に基く貴重の所懷を發表せられんことを勸告す、本誌は歡んで之を次號の紙面に採録すべく其結果或は次號の本誌をして刑法號たるに至らしむることを得んか、謹んで會員諸君の寄稿を乞ふ

四十年一月

監獄協會

監獄協會雜誌第貳拾卷第壹號

◎新年の辭

坤軸一轉、平和に輝ける明治四十年の新春を迎ふ謹んで、寶祚の隆興を賀し無窮を祈り而して監獄事業當局者の身神健全ならんことを禱る、然れども寸を積み尺を重ねる時は乾坤一新すること年々歳々違ふことなき元旦を迎へて故らに監獄事業當局者の爲めに身神の健全を禱る所以のものは何ぞや、是れ吾人の新年の劈頭に於て陳へんとする辭なりとす

若し夫れ青春血氣に富める學生若くは商工の事業に委ぬる者に對つては「二年間に於ける成功的計畫を立つへし」と獎勵的言辭を贈るの至當なるを信ずと雖も曾て論したる如く監獄事業は探長補短立に決し年の終始と共に將來を計るものにあらずるか故に新年の一日に於て一年の計を立つへしと要求するは當を得たるものにあらず、然らば監獄事業當局者に贈らんとする言辭は何如、曰く、元氣を養成すへしと、元氣とは心理學上意思の充實を指すものなり、事に觸れて激しく情意の發動するを云ふにあらず肉體精神共に活動力に滿ち不撓不屈動すへからざるものたらざるへからず、健全なる肉體には健全なる精神宿り薄弱なる肉體には薄弱なる

意思の滯るものにして畢竟意思の強弱は肉體の強弱と至大なる關係を有す、即ち肉體強健なれば従つて氣象活潑勇敢なる元氣を養成することを得へし然れども肉體健全なれば強固なる意思は當然附隨して生し得べきものと誤解して體育に重きを置き精神的修養を忽諸に付するときは所謂激情に驅らるゝの結果却つて禍害を招くこと少からざるなり故に肉體精神共に健全強固終始活動の力量あるものならざるへからず、肉體健全意思充實なるときは諸多の煩悶を生ずること少く縦令煩悶あるも之を除却するに難からず世人動もすれば逆境に失意し順境に得意し前者は心意緊縮し恢復の策を講せず後者は意情暢大し懈怠の念を生し不慮の災危に遭ふて忽ち挫折することあるも亦意思の薄弱に原因すること比々然りと斷言するも過當にあらざるへし、逆境に立つて悲觀せず順境に處して樂觀せず虚心坦懷能く逆を轉して順と爲すへき光明あるを看取せざるへからず一たび光明を看取したるときは消極的に其境遇に慰安を與へて奮勵し若くは積極的に精密なる心情を鼓舞し一層進んで奮闘するところなかるへからざるも共に順境に處しては勝つて兜の緒を締むるの覺悟を以つて諸種の誘惑に對抗する所なかるへからず、而して順境に處する方法は私事に必要なるのみならず公事に於て一層の必要あるなり順逆榮枯は監獄事業の上にも免るへからざる所のもの殊に監獄事業は極めて複雑多岐に涉れるものなるか故に肉體健全、意思確實にして活動力に滿つるにあらざれば其

効果を期する能はざるや論なし、監獄當局者に對つて元氣を養成すへしと勸奨する所以のもの此に外ならず、而して確固不動の元氣を以て丁未一歳を通して起伏する監獄事業の爲めに活動する所なかるへからず、明治四十年の一歳に於て監獄事業の上には現はるべき事實は今日より豫知するを得すと雖も刑事思想は盛に鼓吹せられ社會事情は日に複雑に趨るの過度時代に在りては監獄當局者の頭上に下るべき問題は溢々多からんと信せざるを得ず、一年を通して時々刻々に起るべき煩瑣なる疑團は或は條理に訴へ或は社會の事情に鑑み之れか解決を講すへしと雖も最後の鐵案は活動力ある意思に宿るものなりと謂ふを得へし、吾人の新年の勇頭に於て監獄事業當局者の身神共に健全ならんことを祈る所以のもの窮竟監獄事業の上に生すべき諸種の事實に接著して之を解決するに綽々餘裕あらんことを希ふの微衷に出づるのみ、記して新年の辭とす

口 繪 の 解

石澤翁は天保元年庚寅十一月を以て信濃國飯田に生れ長して家老の重職に就き明治二年飯田藩大參事に任せられ官途出身の端を拓き廢藩後警視廳權中警部權大警部たり明治十年警視廳廢せられ警視局を置かるるや二等中警部に任せられ同年三月西南九州に出張し征討軍に従ふ軍平きて還るや陸軍中尉に任せられ二等中警部を兼ねることとなり累進して明治十二年宮城集治監三等獄司となり一等警視補を兼ねるに至れり十四年六月集治監典獄となり宮城集治監東京集治監北海道集治監に在ること多年明治三十四年監獄事務官に任せられ翌年骸骨を乞ひ許さるゝに至りたるは何人も記憶に新ある所たり爾來氏は老の身を閑日月に養ふと雖も絶へず監獄事業の爲に斡旋し本會員の會合するあれば自ら挺んで、出席せらる氏は舊臘喜壽を迎へて倍壯なり吾人は茲に滿腔の熱誠を捧げて氏の功勞を謝す

論

說

○獄制改良の着手に關して當局有司の注意すべ

き要件を論ず

(清國政府派遣の司法及監獄制度調査委員諸氏に對して講演せる獄制論の一節)

法學博士 小河滋次郎講述

安田 旭軒速記

研究も段々進みまして最早終講にも間もないことであります。各位の内には終講を俟たずして御歸國を急がるゝ方もある趣であります。から最終に御話をする積りであります。但し事柄をば便宜の爲め繰上げて今日御話をすることに致しました。其事柄は詰り各位が御歸國になつて貴國の監獄改良に着手なさる方法とでも云ふか即ち改良の前途に對して各位の御心得になるべき要件に對する私の鄙見を開陳致し

て置きたいと思ふのであります。各位が御歸國の後には必ず貴國監獄事業の改良と云ふことに御着手になるべきこと、信じますが其前途には必定幾多の障碍又幾多の困難に遭遇せらるゝことを免かれぬであらふと思ふ、此事は豫め今日に於て各位の豫期せられなければならぬことであつて是れは敢て貴國のみに限りたことではない、監獄改良の歴史の上で歐米各國到る處に同一の事實を見ざるはなく、我國の如きも亦た此例に漏れず、今日現に尙ほ吾々は幾多の困難と障碍とに對して絶へず惡戰苦闘しつゝある實際の事實であります、改良の前途、何が故に幾多の障碍及び困難あるを免かれざるかと云ふに蓋し監獄改良に就ては社會の多くの人が未だ十分に其趣旨を了解して居らないが爲めである、單り社會の多くの人が之を了解するに至らぬのみならず、國家の上流に立つ所の人、即ち政治の上に經濟の上に、或は社交の上に總て國家の大勢を指導し誘掖すべき地位に立つ處の政治家を學者なり貴族なり富豪なり其他同一階級に屬する所謂社會の有力者と認むべき者が概して此問題に就ては極めて冷淡なる態度を取り監獄行刑と云ふやうなことは殆んど之を眼中に置く必要も價值もないと云ふよう考へを有つて居つて其運命の消長如何は全く之を等閑に附して顧みる處なしと云ふが如き實況である、之を知るもの少くして之を解せざる者甚だ多し、所謂盲目千人の世の中である、盲目を相手にして眼明の仕

事を遂行せんと欲すると一般である、前途、幾多の障碍及び困難に遭遇するを免れざるは寧ろ當然のことであらふと思ふ。監獄行刑の制度を改良することの國家の政治的及び法治的生活の上にて於て最も必要なるもの、一に屬すると云ふの意味は僅かに社會少數の者のみに依て了解せられて居るに過ぎぬのであつて今御話したやうに其多數の者は殆んど其意義を了解して居らぬ、最多數の者は此改良問題に對しては全く何等の觀念も有つて居らぬ、若し夫れ世人が此問題の意義を了解するに至りましたならば監獄行刑の任務が刑事的立法及び裁判の働きと相俟て鼎足相離るべからざるの關係を有し從て行刑の局に當るべき者は立法者及び裁判官と對等の位置及び權能を有せざるべからざると云ふことも分かり此に始めて此問題も適當に解決し得らるゝの道も開かるゝこととなるであらふと思ふ、それ故に監獄制度の改良を計らふと云ふ前に當つては先づ世人殊に爲政の局に當るべき有司の向きに對して能く監獄行刑の性質なるものを明かならしめ其根本の意義を了解するに至らしむることが最も急務であると思ふ、行刑と云ふことに就ては豫て御話したやうな工合に立法、司法此二つの機關と相輕重なく鼎立すべきものであつて此くの如くにして始めて社會の犯罪を豫防し減少すべき刑事制度の目的を全ふし得らるゝことになる、如何に理想に適する立派の法律が設けられてもまた其法律を扱ふ所の制度即ち裁判の構成法なり

若くは司法官の選叙及び保障の方法が遺憾なく行はれましても其裁判に因て宣告せられたる刑の執行の機關即ち監獄の制度が不完全である以上は、法律、裁判の豫期する目的は一も之を全ふし得らるゝことは出来ないのである、何ふしても法律立法、司法及び行刑即ち監獄の機關の此三者が互いに對等の位置を保ち能く其歩調を揃へて同時に適當の改良を加ふると云ふことを努めねばならぬ譯であつて若し此理屈が十分に世間に了解せらるゝやうになりましたならば監獄制度が一般刑事制度の上に重要な位置を占め立法の尊重すべきが如くにまた司法の神聖を保つ必要を認むるが如くに監獄制度もまた同様に之を尊重し之れに深厚の注意を拂はねばならぬと云ふことも分り監獄改良を必要とする所以も亦此に始めて有力なる根據を得るに至ることであると思ふ

立法即ち刑法を編纂すると云ふことは言ふまでもなく極めて至難の事業である、されば昔から今日に至るまで何所の國でも此立法事業に就きましては有名なる政治家、學者、若くは實際の法律家と云ふような者の粹を萃めて之に當らしめ而かも多數の歳月を要して始めて其成案を見るに至らしむることが出来る、而して其成案として出来上つた者が刑法典として發表せらるゝに至るまでには若し立憲國であれば先づ之を議會に提出する、議會に於ても亦た更に特別委員會と云ふような専門の機關に托して精密なる審議を盡さしめ其結果に基て尙ほ議員全體の討議

にかけて所謂衆智を集め十分論難を盡しナカク、一ヶ條の制定も苟くもしないといふやうに周密到らざるなきの研究を凝らすのである、加之世間一般もまた此刑法でも出来ること云ふ場合に當つては或は新聞紙の上に或は著書の上に熾んに其意見を發表して刑法典の完璧を期せしめんことを努めて止まざるが故に一つの刑法が愈成典として發布せらるゝを見るまでには其費す所の勞力、歲月、金力決して容易などではないのであつて刑法草案の成典として現はるゝまでには長きは五十年の歲月を要した者もある、奥國の如き瑞西の如き若くは魯國若くは佛國、現行刑法の改正案は既に十數年前より公表せられ居るのであるが今日に至るまで尙ほ成法典として發表せらるゝを見ないのでのみならず近き未來に其決定を見るの見込みも甚だ乏しからふと思はるゝ程の次第である、古い刑法典として見るべき彼の羅馬法の「リブリー、テリビンス」(Libri, Pandectae)にしてもまた支那歷代の律令殊に唐代の律令格式、宋代の刑統、明代の大明令又は大明會典若くは我が國に於ける文武天皇の律令、嵯峨天皇の格式、清和天皇の貞觀格貞觀式醍醐天皇の延喜格延喜式にしても降つて最近に成案を見るに至りました所の伊太利の刑法、和蘭の刑法、芬蘭又は丁抹の刑法に致しましてもすべて是れが一國の刑法典として出来上がりますまでの間に於ては今御話したやうな極めて鄭重なる審議を凝らし幾多の勞力と幾多の歲月と費用とを要さざるはなしであつて是れは古今、東西の各國を通して

皆其軌を同じふして居るの事實であります
犯罪あるに當つて之れに對して刑法を適用するの任務は即ち司法又は裁判機關の
掌る所であつて世人の之を尊重することの厚きは古今また其轍を同ふする所であ
る、昔者舜帝皐陶を以て士師の官と爲し能く五刑を明かにし以て五品の教を輔け
しめたりと云ふ、所謂士師の官とは即ち今の裁判官の如きものでありましやうが
羅馬時代に於ける「プレトール」の如きさては我國の彈正臺の如き若くは町奉行の如
き何れも時の高官貴人を以て之れか當局者たらしめたるものであつて今日に至る
も裁判を神聖視するの觀念は毫も昔日に異ることなく從て裁判官の選叙に就ても
また慎重の注意を加へ且つ特別の優遇を與へて其地位を保障せんことを努めつゝ
あるのであります、而して裁判構成のことまた極めて精密周到にして如何なる輕
微の犯罪に致しましても之を審理して其事實が刑法の第何條に據るべきものであ
るか、窃盜であるか、強盜であるか或は詐欺取財に該當すべきものにあらざるか
若くは謀殺であるか、それが極つてから尙ほ之れに對する刑期の裁量は如何、三
ヶ月とすべきか六ヶ月とすべきか將た一年又は三年を以て適當とすべきかと云ふ
やうなことに周密の調査を遂げ漸くのことにして此に始めて裁判の一段落を見る
に至る、然かも是れで以て裁判の落著を見るに至つたと云ふ譯でなくして若し當
事者間に不服があれば更に第二審即ち控訴審に付して第一審と同一の手續を以て

其事件の審理を更改することが出来る、二審尙ほ以て足れりとせず、其以上にま
た第三審即ち上告審なるもの、階段がある、上告審の上にもまた再審、非常上告
等の覆審法も設けられて居ると云ふやうな次第であつて一事件の確定裁判を見る
までの間には其勞力、時日、金力を要することは實に少からぬことである今日の
裁判には公衆の傍聴も許されて居ることありますから、少くも變つた犯罪事件
で、もありますと公衆は雲の如くに法廷に詰めかけて來て其審理の實況を見聞せ
んことを競ひ、新聞紙もまた盛んに其見聞實記を掲載し尙ほ其裁判に對して或は
適否を論し或は輕重を品騰して世人の注意を惹き起さんことを努めて止まざるの
であります、蓋し立法の運命は司法の良否如何に係つて決すべきものであるが故
に重きを立法に置くの國民である以上は司法に對してもまた斯くの如きの深厚な
る注意を拂ふべきは當然である、然るに此幾多の手数と歲月と費用とのかゝつた
立法に基て立派の裁判官に依り多くの注意と勞力と金錢とを費して始めて下され
たる所の裁判が決了して愈々刑が確定すると云ふことになるものとモウ其後は殆んど
世間の人が之を顧みないのである、文明各國の現行刑法に於て専ら採用せられつ
ゝある刑罰は自由刑であるが裁判が落着して其自由刑即ち徒刑とか懲役とか禁錮
刑とか云ふものを執行すると云ふ一段になると世人は此に殆んど全く犯罪者も犯
罪事件もすへて之を遺忘して仕舞ふと云ふが如き有様である、立法を重んじ裁判

を輕んぜざる處の國民は裁判の確定して愈々これか執行を見るに云ふ即ち是れから始めて活きた働きが生じて來ると云ふ最も大切の場合になるとモ一能事、了せりとして跡は野となれ山となれの態度を取るの實況である、此頃獨逸の「ボン」大學教授の「ハイムベルゲル」と云ふ人の書いた本を見ましたが、それは行刑制度の改良と云ふ書物であります、其本に今御話し致した實況を最も適切に評言して居る、即ち刑事制度に對する國民の注意は通例監獄の門前に就て停止して仕舞ふと云ふ云ふ言葉であります、犯罪を豫防又は減少して社會の公益を保護する所の所謂刑事制度なるものは立法、裁判、執行と此三つのものが互ひに調和活動することに依て其目的を達するのであると云ふことは既に前にも申し述べた通りであります、すが實際に於ては「ハイムベルゲル」の言ふが如くに世人は其二つの機關即ち立法裁判と云ふことには非常の注意を拂つて居りますけれども最後の機關即ち刑の執行制度が是から活きた働きが開始せらるゝと云ふ大切の任務に就ては全く之を闕却遺忘して顧みる所なしである、繰返して言ふと刑事制度に對する世人の態度は全く底抜けである、實際監獄の門前に於て其注意を停止して仕舞ふのである、一度び犯罪者が監獄の門をくゞつて仕舞ふとそれでもふ刑事に關する事件は一切終了したかの如くに考へて何んな悪い事をしたのか、其行爲も又誰が悪い事をしたかど云ふ其人格も總て監獄の門を境ひに悉く遺忘せられて仕舞ふのであります

右の通ふりの次第でありますから犯罪事件に對する刑の宣告が濟んで犯罪本人が處刑を受けるが爲めに愈々監獄に送られると云ふことにありますと其以後のことはずべて行刑官吏即ち監獄官吏に一任して仕舞ふのである、而して其監獄の役人なる者が果して何ふ云ふ人間であるかと云ふと世人の之れに重きを置かざるの結果、深く人物の選叙に注意する處もなければまた之を待遇するの道も甚だ不完全であるを免れぬが爲めに到底善き人物を得て之れに當らしむると云ふことが出來ぬ、多くは行刑に關する専門の智識も經驗もまた熱誠もなき所のをして監獄官吏たらしめて而して之れに行刑の重任を負はしめて居ると云ふ姿である、刑事制度の上に於ける行刑本來の性質の點から之を申しますと立法者若くは裁判官の人格及び位置を尊重するの必要あると共に之れと同一若くはそれ以上に行刑當局者の人格及び位置をも尊重せねばならぬが當然であつて位置の尊重は同時にまた相當の尊重を拂ふに足るべき人格を精選するに至らねばならぬ筈である、死刑や體刑の如き殺伐にして且簡單なる刑罰のみを執行した昔しの野蠻時代なればイザ知らず苟くも自由刑と云ふが如き高尚複雑なる文明的今日の刑罰を活用する場合に於て行刑當局の地位を輕んじ行刑の智識も經驗もなき普通の俗吏に之を一任して晏然たるが如きは世人の立法及び裁判を重要視する精神に對して誠に辻褃の合はぬ咄であると謂はざるを得ぬ、先回の講義に御話したこともありましたがホルン

エンドルフが刑の宣告なるものは形式に過ぎぬものであつて之を執行することに由つて始めて意義を生ずるものである。(Das Urteil der Strafe ist nur die form, der Vollzug giebt den Inhalt)と申ふしましたるが如く法典は勿論之れに基て適用する處の刑罰を自身なるものも宣告として止まるの間は全く徒法死文に過ぎぬものである、之を執行することに由て立法及び裁判の精神が始めて活動し得らる、譯であります、縦令ひ立法者か如何に丹精を凝らして作り上げた立派の法典があつてもまた其法典に基いて明法官が苦心慘憺の餘に下した所の完全無缺の宣告があつても之れが執行にして其宜しきを得ざれば立法及び裁判の目的は一も之を全ふし得ることは出来ぬ、立法及び裁判の運命は一に繫つて監獄制度及び其制度を運用する局に當つて居る官吏の方に存するのであります、若し夫れ行刑の方法が不完全であるが爲めに不法専恣の働らきが其間に行はれ或はまた受刑の囚徒を處遇する上に於て濫りに苛酷に流れ若くは寛大に失するが如きことありと致しましたならば受刑者に對しては勿論公衆に對してもまた忽ち至公至平なる法の威信を失墜するに至ることを免かれぬのである、また監獄の制度若くは構造が其宜しきを得ざるが爲めに嚴正ある紀律を勵行して以て受刑者を國家の法的秩序の威嚴の下に十分に屈服せしむることが出来ず同時にまた彼れを改良感化して犯罪に遠ふざからしむるの道を得ざるに於ては刑を執行することに依て偶々國家に危害を加ふる處の恐るべき

職業的若くは慣習的犯罪者を養成するの結果あるを免かれざることにかり犯罪者を豫防制壓せんとする立法及び裁判の目的は一も之を全ふする能はざることに在る、行刑活動機關の改善を計ることなく少くも之れに慎重の注意を加ふる所なくして唯多くの時と金と勞力とを法典の編纂及び裁判構成法又は裁判官の改良のみに努むると云ふことは誠に前後矛盾するのとであるのみならず國家經濟及び政策の上から見てもまた極めて愚拙なるを免がれざることであると思ふ、此賭易き道理は不幸にして今迄各國の政治家なり又は上流識者の間に了解せらるゝに至らざりし結果として各國も孰れも刑事制度の上には皆失敗の歴史を有つことになつたのである、何れの時代にも政治家野心家なるものがある、自己の功名を成すに急であるが爲に何んでも文物粲然と云ふように表面だけでも無闇に法律制度の完備を計つてそれで政治的の手腕を示めさうと試むるに至ることは殆んど古今の通弊である、刑法の如きは最も野心的政治家の功名心を充たすの道具に使はれ易きもの、一であるが故に兎角法典の成功のみに急にして其出來上がつた法典が如何に實際に運用せらるゝか又如何に其運用の機關を改良せざるべからざるかと云ふが如きことには研究を盡さぬことになる、否此點に深く研究を盡すと云ふことにあると容易に空文を弄して見榮への立派なる刑法典を作ることとは不可能である、ナポレオンが佛蘭西の刑法を作つた、文勳を輝かす所の一事業に加へられて居る

のであります。が實を言ふと是れも彼れが一時の功名心を充たす所の犠牲に供せられたるの憾なきにあらずであります。刑法を作ることは作つたけれども立法の精神を活動せしむる處の機關即ち刑を執行する方法に就ては毫も此に考へが及ばなかつたのである。「ユードベナル」其物は實に破天荒の出來榮へであつて文明的刑事法典の模範として敬重すべき價値を有して居つたものに相異はないのであります。が之を活動する所の監獄制度のことに一向に冷淡であつたが爲めに立派の法典も多くは徒法死文に歸して其豫期する處の目的は殆んど一も之を達することが出來ずして以て今日に至つた次第である。是れは單り佛蘭西のみならず獨逸にしても、伊太利にしても將た其他の歐羅巴諸國にしても皆同一の失敗の歴史を有つて居るのみならず尙ほ今日に於ても動もすれば失敗の歴史を繰り返さんとしつゝあるを免かれざるの實況であります。然るに此間に立つて獨り刑事制度の上で比較的 success して居る國は何處の國かと云へば和蘭及び英吉利の二ヶ國である。何故に此二國に於ては他の諸國の失敗せるに反して特に成功を告げて居るか云ふに唯今御話した如くに監獄制度の改良を計らなかりで刑法の完全を圖り裁判制度の整備を求めると云ふことは不經濟不得策であると云ふ道理が早くから認められて而かも之を事實の上に實行を努めたが爲めであると斷言することが出來るのであります。即ち和蘭に於きましては一千八百二十五年、丁度今から八十年程前に時の政

府が刑法典編纂の事業を企てまして夫々専門の學者を網羅して一の成案を脱稿せしめたのであります。が之を公表するの前に當つて先づ時の有名なる刑法學者であつたゾアン、デン、テークと云ふ人に示して其意見を求めたのである。即ち其草案が法理に適ひ實際に適して居るや否やと云ふことをゾアン、デン、テークに諮問致しました。ゾアン、デン、テークは其草案を見て政府に復命して申しまするには先づ自分を以て刑法草案の良否に關する意見を述べしむる前に當つて政府は果して此刑法を適用するに足るべき監獄制度を有するや否や、現在の監獄制度が果して此刑法を實行し得るに足る改良の程度に達し居るや否やを説明して貰ひたい、若しも現在の和蘭の監獄制度が此刑法を直々執行するに差支へないと云ふことであるならば誠に此刑法は良く出來て居る、直ちに發表するも差支ない、併し其發表する前に當つて先づ和蘭の今日の監獄が果して此刑法を執行するに適する丈の改良が出來て居るや否やを保證して貰はない以上は草案の可否に就て自分の意見を述べることには出來ないと云ふ申して其草案を政府に突き戻したのであります。ゾアワ、デン、テークの眞意は政府に於ても大に悟る所があつたと見へまして先づ監獄制度の實況を調べて見ますと未だ極めて不完全である、如何に立派な刑法が出來ても監獄の準備が一向に之れに伴ふて居らぬ、こんな始末では今、急いで刑法を拵へた所で何の役にも立たぬと云ふとに政府も氣が付きまして何も慌てゝ刑法典の發布

を急ぐとはない、それよりも先づ退いて監獄の改良に力を盡す方が得策且つ急務である。信じて爾來着々此方に經營を凝らし其後殆ど五十年餘の長き歲月を經過して其間に刑法の方も能く審議を凝らし監獄は益々改良を進め人材を養ひ地位を高め兩々相俟て毫も支吾干格する處をかゝるべしとの見込か愈々確立した上で此に千八百八十一年に至つて始めて現行刑法典の發表を執行するに至つたと云ふとであります、又英國に於きましても夙に茲に見る所があつて御承知の通り英國に於きましてはアノ文明國でありながら未だ刑法典と云ふものは設けられて居らぬ、勿論今迄屢々企てたことはある、何故今日まで成文法なくして昔からの慣例的刑法で満足して居るかと云ふと其基く所は今和蘭に就て申しましたるが如く先づ監獄制度を根本的に改良する方が急務である、獄制の根本的改良さへ出来れば刑事制度は如何様にも運用の妙を得るとが出来、法典を編成することは何時でも出来るのであるから先づ獄制の改良を努むるに如かずと云ふ考へに外ならぬことと思ふ、こゝ云ふ考へからして英吉利に於ては着々獄制の改良に官民一致して力を傾注する所ありましたが爲めに今日に至つては他の諸國に比すれば最も著るしく獄制改良の成績を見るに至つて居るの實況であります、此實況より推考して見ますると何れ近き未來に於て刑法典も出来るであらませうが今日に至るまで唯早まつて空文的刑法を作らうと云ふが如き派手なことに少しも汲々しないで退いて

シミな監獄改良を計つたのは遠かに英吉利の偉い所である、又それが原因で刑法の成文典はなくても刑事制度の上には他國に比類なく著るしき成功を見て遺憾なく公安維持の大目的を達しつゝあるを得る次第であります、こう云ふ譯で縦合ひ骨を折つて文明的立派な刑法典が出来ても又裁判制度が完全に整備したからと言つて之を實際に活動運用する所の刑の執行機關が改良せられざる以上は到底刑事制度の目的を全ふし得らるべきものではない、苟くも眞面目に犯罪に對して國家の公安維持の目的を全ふせんとすれば先づ刑事制度最後の活動機關たる監獄制度の改良を計ることが第一の急務である、信ずる、刑法の如きものが立派に出来れば文明國としての外觀的體裁がよいと云ふようなことは誠に淺墓を考へである、刑法を作ること国家の必要事業たるには相違ないが少くも之を作ると同時に完全に其精神を實行し得るに足るの準備即ち監獄制度の改良を計ることが最も急務である、子を産むことを知つて子を育てることを知らず、滔々たる天下皆此類ならざるはかしてあります、どうぞ貴國に於ては深く各國に於ける失敗の歴史に省みられて同一の覆轍を踏まれざるやう切に希望する所であります、然らば如何にして監獄の改良に着手すべきかと申すに私の考へでは先づ此事業の性質即ち立法及び裁判の制度と相俟つて刑事制度の上に離るべからざる密着の關係のあると云ふことを知らぬ多數の世俗殊に社會上流の人々に向つて能く之を理

解するに至らしむることが最も必要な手段であらうと思ふ、是れ迄外國などで獄制の改良が一時盛んに勢いよく行はれました原因に就て調べて見ると必ずこの社會の上流の人が卒先して之れに同情を表し其力を傾注する所あるに依つたと云ふ事實を認めることが出来る、學者としてこの監獄改良の必要を唱へた者は十八世紀以來各國其人に少くないのであつて所謂監獄改良の曙光を見るに至りましたのも全く學者の力に依ると云ふても宜いのである、例へばルーソー、モンテスキュー、アルテール、ベツカリヤ等の如き何れも卒先して哲學的刑罰理論の見地より獄制改良の福音を傳道した所の學者であつて其學説が段々各國に傳はりまして茲に始めて獄制改良の機運の展開せらるゝを見るに至つた次第であります、然かし是れが唯だ學説として學者の間に唱へらるゝだけのことでは實際に獄制の改良を見ることは出来ないのであつて例へば伊太利の如く此國は古くから刑法に關する多くの有名なる學者を出だす所で今日でも世界に於ける刑事學の「ライソリチー」としてフェリー、ロンブローゾー、ガルフアロー等の如き大家を有して居るのでありますけれども刑事制度の實際に至ると理論の發達した割合に比較的甚だ改良進歩の成績に乏しいのであつて殊に監獄制度の如きは今日尙ほ二流若くは三流以下にあるを免かれぬの實況である、是れは蓋し社會の上流に立つ一般の人、殊に上は君王より貴族政治家と云ふが如き階級に居る人の間に必要を認め同情を寄せて盡力することの

少ないが爲めであつてどうしても學者の外に尙ほ實際に社會を誘導支配する局に當つて居る權力者の力が其間に加功せられねばならぬことが分かる、彼の獄制沿革史の上で御承知のジョン、ホワルド、獄制改良に對する彼れの熱心なる働らきが成功して實際の上に實行を見るに至らしめたる所以のものは何んである、是れは即ち時の英國王ジョージ三世を始めとして奥國のジョセフ二世帝の如き各國の主權者其他有力なる執權者の心を動かして其改良の必要を認めしめたが爲である、それから佛蘭西の如きも流石にウアルテールやモンテスキューを出した國柄だけあつて獄制改良の議論は古くから盛んであつたのみならず實際の上にも一時は英國にも劣らざる成功を見んとするの傾向を示したことがありますがこれも例へばロツチフーコー、リヤンクール、候爵アルレー、クラバレード男爵ドーン、ウヰル子爵等の如き社會の儀表となるべき名門貴族の人々が自ら卒先して獄制改良の急務を唱へ且つ之れが實行に熱心盡力する所があつた爲めである、獨逸に於きましても殊にプロイセンであります、此國をして監獄改良に着手することの割合に遅かりしにも拘はらず爾來駭々として秩序的進歩を遂げしめつゝある所以のもの、是れも其基く所は全く彼の獨逸帝國を一統したウヰルリヤム三世及び其前のウヰルリヤム四世帝の自ら獄制の改良に熱心經營する所あつたが爲めである、就中此ウヰルリヤム四世の如きは自ら英吉利に渡つて監獄制度の改良せる實況を視察して

國に歸りて英吉利に倣つて改良しなればならぬと云ふて自身に獄制改良に必要なる監獄建築の設計圖面などを引いて此通ふりに全國の監獄を改築せしむべしとの方針を立て差向き伯林を始め他の二三の地方にその設計に基く所の模範監獄を建造せしめたのが抑も獨逸に於ける今日の監獄改良の成功を見るに至りたる有力の原動力となつたのであります、それから又瑞典、此國は列國に對しては餘り大なる勢力を持つて居る方ではないが監獄の改良は割合に能く進歩して居り従て刑事制度の活用の點に就ては成績の見るべき者が少くないのであるこれも原因のあることで即ち今の國王であるオスカル二世、この方はモウ餘程の高齡に達せられて居るのであります但從來から監獄改良には深厚の同情を寄せらるゝ方であつて嘗て皇太子で居られる時代に親から各國の監獄も見られ勿論本國の監獄などは深く研究調査せられ監獄に關する書籍なども著述された程の熱心家であります、一國王公の貴きを以て卒先して獄制を研究し且つ之れが改良を鼓吹獎勵する所ありと云ふ、瑞典をして刑事制度の上に成效を見るに至らしめたる所以の偶然ならざるを知るべきである、今日に於ける文明列國の内、獄制の理想的最も完備の域に達して居る所の國は先づ指を白耳義に屈すべきでありますが此處には監獄改良家として有名なウヰルレーン四世と云ふ貴族があつて此人が非常に熱心なる働きをなしたるが爲めばかりでなく累代の王家も亦た斯業に深厚なる同情を寄せ現に今日でも同國に於ける免囚保護事業は王室より特別なる保護を與へ其重なる役人として事業經營の局に當る者に對しましては特に國王の名を以て其職務に勅任すると云ふが如き鄭重なる手續を用ふるに於つて居ります、我國に於ける監獄改良の事業の如きも其最初の起りは西洋文明の輸入と共に自然の大勢に餘義なくせしめられたるに外ならずではあります但幸にして時の政治家として偉大の勢力を有して居つた大久保内務卿其人の爲めに改良の必要を認められたることが最も有力なる動機たることを得たと思ふ、其後學者としては穂積博士政治家としては清浦男爵の如き有力家が出られて追々系統的に改良進歩を現はしつゝあるのであるが此上尙ほ一般上流社會の同情的勢援を得るやうになりましたならば一層著るしき好成绩を見るに至ることが出来るであらうと思ふ

監獄改良は如何なる點から開始すべきか又如何なる方法に依て改良を計るかと云ふことに就ては最早や今日では殆んど疑を挟むべき余地がない、苟も監獄のことを眞面目に研究した所の者に於ては何人も皆其確信を同ふして居る定論があるものであります、即ち今後、に於ける監獄の改良と云ふことは先づ以て幼年犯罪者及び初犯の犯罪者を收容すべき監獄の改良から着手すべしと云ふことである、先づ幼年者及び初犯の犯罪者を收容すべき監獄を改良して而して尙ほ余力あらば及ばして以て之を成年の犯罪者及び再犯以上即ち累犯者なるものを拘禁すべき監獄を改

良すべしと云ふとが着手の順序にならねばならぬと云ふとであります、是れが即ち今日にあつて實際的最も穩健適實且つ有效なる改良着手の方法として一般に確認せられて居る所でありますが其確認を見るに至つたと云ふことは全く各國の失敗の歴史の結果である、少からぬ金と時を空費して贏ち得たる所の教訓である、今日に於てこそ誠に分かり切つたやうな平々凡々のことに過ぎぬのであります、此平凡の道理が監獄改良の論の起つたる時に於ては何處の國に於ても同く理解せられて居らぬ、到る處に盡く此着手の順序方法を見出すことが出来なかつた、即ち先づ反對に長い刑期の成年者或は累犯者習慣犯罪者と云ふやうな者所謂重罪犯に屬する種類の囚徒を容れて置く所即ち日本で言へば集治監であると云ふやうな種類のもの、改良から着手を始め其改良の餘力を以て後れて地方監獄の本分監獄即ち初犯輕微の短期囚とか又は多くの幼年未成年の犯罪者の如き種類を收容する所の監獄に及ぼしたと云ふ事實である、所が余力と云ふものがなかく、容易に得らるべきものでない、餘力は即ち無力である、無力の結果は大切な地方監獄の最多數は全く改良の恵に浴することが出来ぬと云ふことに終はらざるを得ざるは當然の勢である、貴方々か此間から御巡視に奪つた我が各種の監獄の如き盡く皆此失敗の事蹟を證明しつゝあるにあらざるはなしであります、彼の小菅監獄、此處には徒流刑の重罪囚中には終身刑の者も澤山居る、殊に最多數は成年者であつて無

論累犯者も少くないのである、然るに此監獄は従前から——其他の所謂地方監獄なるものは數年前までは地方經濟の負擔に屬して地方長官の管轄に歸せしめられて居つたのである——中央政府の直轄で其經費はすべて國庫から支辨することになつて居りましたので即ち他の監獄よりも特別の注意を拂ふて先づ此方から改良を施すの必要を認めたと云ふ精神が察し得らるゝのであつて實際また典獄初め此處に奉職する所の官吏に對しては位地俸給等の上に比較的優遇を加ふる所ありましたのみならずアノ通り立派の建築の如きも他の監獄に先たつて一番始めに竣工するを見るに至つた次第であります、次に彼の巢鴨の監獄でありますが是れは小菅とは違つて所謂地方監獄の一に屬して随分初犯輕微の犯罪者も此處に收容し得らるべき筈である、然るに今日の實際に於ては御覽の通りに窃盜三犯以上の累犯者其の他何れかと云へば先づ比較的刑期の長い成年囚を收容するの方針を取つて居るのであります、是れは全く建築が甚だ不完全なるが爲めに止むを得ざるに出でたる措置である、外觀は甚だ立派である兎に角新築の監獄でありますから少くも體裁だけは文明的監獄として耻かしくないやうには見へますけれども内容に就て之を見れば行刑主義の上より監獄構造法の要求する所の條件は殆んど一も之を備へて居らぬと申しても可なりである、巨額の經費をかけてなせこんな不完全のものを持つたかと申しますと其當時は此監獄の支配を擧げて地方長官に一任し中央

政府は之れに對して干渉を加へ注意を施す所がなかつたが爲である、又彼の市谷監獄に就て之を見られよ、此處には現に多くの輕罪短期の者初犯再犯と云ふやうな犯罪の初階級にある所の者若くは未成年者であると云ふやうな即ち第一着に改良を施さねばならぬ大切の種類のを收容して居るのであります、が監獄はあの通ふりに極めて不完全である、なせ此不完全なる監獄を撰んで斯くの如き大切の種類をの罪人を入れて置くかと申しますに外に收容すべき適當の監獄を東京附近に見出だすことの出来ないが爲めである、同じ不完全ながらも巢鴨の方がまだ市ヶ谷よりも適當であらふとの御考へもありまじやうか實際は決して適當して居らぬのである、新築して不完全なる巢鴨よりも古くして不完全なる市ヶ谷の方が監獄らしからざる點に於てまだしも矯正感化の道を施す上に優ざる所ありと認めらるゝ程の次第である、其他又川越の監獄の如き今日では之を少年犯罪者の懲治場に専門にして居るのであります、これも御覽の通り極めて粗末なる建物である、今更仕方がないからアレを利用して居るのであります、が本來から申しますと斯くの如き監獄こそ抑も獄制改良の劈頭第一に改築に着手せらるべき順序でなければならなかつたのであります、が此順序を誤まりたるの失策として、今御話し致しました、が如くに改良を急務とせざるものが第一に改良せられ最も改良の必要と認むるものが全く改良せられずに居ると云ふが如き失態を見るに至つた次第であります、是

れは獨り我國の事例のみでなく米國然り佛蘭西然り英國獨逸、白耳義等も亦た盡く此苦がき經驗を嘗めた歴史を持つて居ります、言ふまでもなく何事にも改良と云ふことには必ず多くの金を要するものである、所で其金を作り出すと云ふことがなかなか容易でない、容易でないが爲めに改良の事、其緒に就き難くまた多くは中道にして阻絶することを免かれぬのである、殊に監獄を改良すると云ふことであれば第一に獄舎を新たに建築をし若くは少くも行刑の目的に適せしむる程度に之を改築しなければならぬ、これが即ち多額の經費を要することであつて其始めを慎むの必要と共に困難も亦た此に存することを覺悟してかからねばならぬのである、其經費を求めますに就きましては監獄當局者として先づ完全の設計を立て、之を大藏大臣に協商して其同意を求めなければならぬ、尙ほ幸に大藏大臣が之を承認した處で更に議會に提出して其協賛を経ねばならぬと云ふ様を順序で其間に通過を困難ならしむる關門が幾つも存在して居ると云ふ次第である、例へば目下我が司法省に於きましては獄制改良の手段として看守の増俸を企て、居ります、がこれだからと云つて直ぐは出來ぬ、増俸だけに要する經費は約三十六萬圓、看守一人に就て月額平均僅かに二圓位しか増加するに過ぎぬのですがこれでも大藏省では容易に承諾を與へて呉れぬのである、それから五ヶ所の監獄を改築する爲めに要する金が皆で四十萬圓餘、勿論是れは一年づゝに分けて繼續事業として

やるのでありますが何しろ五ヶ所の監獄で四十萬圓の金が必要なのでそれを看守の増俸の爲めに三十六萬圓、合計すると概計八十萬圓の金を來年度の豫算に組入れて貰ふことに司法省から大藏大臣に求めて居るが國費多端の折柄他にも改良を要する政務にして費用の支出を求むるものが多いとの理由を以てナカ／＼大藏省は承諾をしない、看守の増俸に關する方は急務中の急務なりとして承諾する模様でありますが改築に關する金の方は來年度だけは先づ見合せて呉れとの意向である、假りに大藏省が之れに向つて同意を表したにしても議會が果して協賛を與へるや否やと云ふことは考へものである、改築が出来なければ此に即ち監獄改良は一頓挫を來たさしめらるゝと云ふ譯である、兎に角監獄を改良する前途には必ず澤山の金が必要、金には必らず故障の伴ふて居るものであると云ふことを考へねばならぬ、夫故に監獄改良を計畫する當局者としては先づ成るべく經費の節約即ち多くの金をかけずして着實に改良の目的を達するの方案を講究せねばならぬ、監獄を建築するに當りましても成るべく無用の處に金を省いて止むを得ない處丈けに金を使ふの工夫を運らすことが最も肝要の心得であると思ふ、獄制を改良するに就きましては先づ第一着に監獄を新築若くは改築することを計畫せねばならぬは勿論である、貴方々も御歸國の上は必らず此に御着手になることゝは信じます、着手の初期が最も大切の場合であると云ふことを深く願ひられて新改築を設計せ

らるゝの際に於きましては何よりも先づ努めて其經費を節約し得らるゝだけ節約するの方針を確執せられんことを希望します、實際また方針の執り方如何によりましては非常に安く而かも行刑の要件を具備したる完全の建物を竣功し得る方法もあるのである、それで先づ第一着に拵へるに當つて多くの金を費さず而かも便利に完全に出來ると云ふ實際の實例を示しますれば之れでモウ前途、幾多の障害困難を排斥し得たと申しても善いのである、豫想したよりも割合に安く竣功して且つ此に囚人を收容して刑の執行を試みた所が其成績が非常に良好であると云ふことになりまして所謂實物教訓を以て世俗を導く譯であつて殊に社會上流の者などに對しましては最も善き感情を起さしむることになることが出來、茲に改良の事業は最早や其半ばを成功し得たりと言つても宜いのである、之に反して若し改良の第一着手として起工した所の監獄の改築若くは新築が設計其宜しきを過つて非常に餘計の金を費し而かも其出來榮へが不完全である、恰も我が巢鴨監獄のやうな新築は出來ても内容は市ヶ谷の古監獄にも劣るといふやうなことでありましたならば世間は之れに對して如何なる感想を持つてありまじやうか、先づ第一には失費を多く要すると云ふことに驚き次には失費を要する所の結果が改良の目的の上に何物をも得る所なしと云ふことに失望して益々其反感を増大ならしむることに歸着せざるを得ぬ、世間の多くの人は終に斯く澤山の金の要かる仕事は先

づ見合せた方が宜いと云ふので監獄改良に對して全く七を投げることにある、これは各國に於て實際經驗し來つた所の事實であります、英吉利に於ける「ミルバン」の監獄、是れは改良の第一着手の監獄として當時の理想に基いて設計せられたものであるが誠に良く出來て居る、然し乍ら非常に贅澤のものであつて不必要の點に巨額の金を空費して居るのであります、それであるから監獄は立派だが建築の費用を聞いて誰も一驚を喫せざるはなしであつて從て斯ふ贅澤に金の要かるものであつて見れば監獄改良は結構だか實行は考へ物であると云ふやうに世人の多くは失望をする、經世家もまた少くも其進行を躊躇するに止むを得ざるに至つたと云ふことは無理もない咄であります、最近數年前に新築せられました「フレズネ」の監獄、是は佛蘭西の巴里の近傍にあるのですが千八百九十六年に出來たので私も行つて見ましたが非常に贅澤を凝した監獄で建築費も非常に巨額の金に上つて居ると云ふことである、又曾て私の幻燈で御覽にかつた彼の白耳義の「サンジョル」の監獄は一見恰も宮殿の城郭の如き壯大華麗の偉觀を呈して居る、其外觀の美なるが如く其内容も亦た完備を盡さざるはなしである、無論、全部分房制度の理想を實行するやうに構造せられて居るのであるが是れも行刑の目的を達するに必要なる程度以外に無用の金を濫費して居る點が少くない、節約利用と云ふことに周到の注意を欠いて居りますが爲めに吾々専門家の眼より之を見れば決して適實

かる監獄と云ふことは出來ぬ、幸に白耳義の如き輿論が熱心に監獄改良を歓迎し又國が富んで公共の建造物などには随分、思ひ切つて金を出たすことを頓着せぬ所でありますから、こんな贅澤なものが出來ても格別世人の怪む所とならぬのであります、若し是れが外の國であつたならば監獄改良は第一着手に忽ち頓挫を來たすに至らしめられたことを免かれなかつたこと、思ふ、我國に於ては此點に就いて大いに顧みる所があつた、例へば改良の第一着手として新築しました所の彼の小菅の監獄に致しましては非常に安く出來た、あれ丈けの建物が僅かに五万圓で竣工を告ぐるに至つたのである、それは何うして出來たかと云ふと彼の監獄を造り、まずには全部囚徒の勞力を利用したのである、特に専門の技師を雇うた譯でもなく設計から工事の監督に至るまですべて時の典獄であつた石澤と云ふ老練家の一手に任かしたのであるが幸に石澤典獄は獄務の實際に富まれたる人であるのみならず獄務の實際に基て監獄構造法の上にも自然の材能と自得の確信とを有せられて居りましたが故に同氏の設計は盡く行刑の肯綮に適し殊に節約利用の宜しきを得ましたが故に彼の集治監として比較的完全の建物が五万圓といふ少額の金で竣工を見るに至つた譯である、其當時と今日では時代も違ひ段々物價も高くなつたのでありますから、如何に工夫しても五万や十万の少額で千人内外の囚徒を收容する一面か、も集治監ならざる一地方監獄を新築することは出來ぬ少

くも一監獄三十万圓以上の豫算を立てねばならぬのであります。兎に角小菅の模範監獄が意外に廉價に出来たと云ふ所からして設計さへ善ければ、ソレ甚だしく金の要るものでない、監獄の新築、臺も恐るゝに足らずとの感念は幸にして小菅監獄の御蔭で世人の頭に注入せられたるものと見へまして、其當時は未だ監獄費の大部分が地方經濟に屬して居つた時分であり、各地方に於てもまた陸續として監獄の改築に着手すると云ふ機運の開かるゝを見るに至り斯くして監獄費は全部國庫の支辨に歸することになつてからも政府が監獄新築の豫算として提出せし多額の經費も滞ふりなく議會を通過して今日までの所、先づ豫定の設計通り順次に是れは全く彼の小菅監獄の御蔭げとも申して宜いのである。

豫て御話し致しました通り、或は階級制が良いと云ふ者もある、雜居制を是認する者は無いが是れも類別の宜しきを得れば或る程度までは實行に不可なしと云ふ者もある、其他細別して見れば色々のシステムがあり、其制度の可否得失と云ふことを監獄改良の實行を爲す前に、彼是論じて、ソレなことに拘泥して居ると云ふのは抑も間違つたことである、愈々改良の實行に着手することに決定いたしました以上は分房制が宜いとか雜居制が宜いとか階級制が何うだとか云ふやうな議

論は一切眼中に置かぬ方が善いと思ふ、最ふ利害得失の議論は盡きて居ることであり、ますから所謂討論を用ひずして議決すると云ふ覺悟で單刀直入に左の方法で以て改良に着手されるに如かずと信ずるのであります。

即ち先づ第一に短期の自由刑に處せられたる者に就ては、必ず分房制に由て造られたる監獄に於て其刑を執行しなければならぬ、短期刑に處せらるゝやうな者は多くは輕微の犯罪を爲したる處の初犯者である、所謂犯罪の初學者である、感化改善を加ふる最も必要のある者であつて、たとひ其處刑の方法を過まれば、忽ち慣習的若くは職業的危險ある累犯者に變質せしめらるゝことを免かれぬものである、分房は金がかかる、金の要かることを恐れて是等の種類の者を雜居制の監獄に入れて五人でも十人でも同一の監房に群居せしめて置きましたなれば、一夜にして忽ち惡感化を受けて偶發性に一時の出来心若くは行き掛りの爲めに犯罪に陥つた憐れむべき小泥棒も終には大膽不敵なる而かも終生改悛の見込なき惡むべき恐るべき兇漢に感化養成せしめらるゝこととなる、社會が之れが爲めに永劫受くる處の損害は實に非常なものである、若し分房制に由て此未來の損害を防ぐことが出来るものとすれば、分房制施行の爲めに費す處の金は未來の大なる損害に比すれば誠に僅少なると謂はねばならぬ、殊にまた短期囚は其罪の輕きだけ之を刑する上に就ては國家も亦た相當に其人を保護してやる義務がある、彼れを混同雜居の

惡しき境遇に置くこと云ふことは國家として盡すべき道義上の義務に戻るとも言ひ得らるべきである、兎に角短期の刑を執行する所の監獄は必ず分房に依て之を作らなければならぬと云ふことが第一の要件である

第二は未成年の犯罪者の如きも其刑期の長短に拘はらず之を他の囚徒と一緒に雜居せしめてはならぬ、未成年者には未成年者相當の特別處遇を加ふるの必要あるのみならず若かい柔らかな頭は微妙の間に大なる影響を受ける傾きある者ですから未成年者の爲めには成るべく特別の監獄を分離して建設することを要する、文明各國到る處に所謂習慣的又は職業的累犯者なるもの、數が甚だ多い、之が爲めに社會の蒙むる所の損害も夥しいものであつて或は此現象に失望して自由刑が刑としての效果の乏しいものであると云ふよふなことを非難する者もある、併し是れは決して自由刑其物の罪ではない、之を執行する方法を過つたが爲めの結果に外ならぬのである、即ち前にも申し述べましたが如くに監獄改良の着手の順序を過まりまして初犯者だとか未成年犯罪者と云ふような所謂犯罪の卵とも云ふべきものに對する刑の執行を輕忽に付し寧ろ故らに之を惡化養成するが如き不注意不完全なる方法を以て刑を執行したからのことであつて今日各國に於て累犯者の多數を見ることは寧ろ當然の現象として決して決して怪むに足らぬことである、若し此種類の者に對する刑の執行法即ち監獄制度を完全に改良することが出来ましたら

れば累犯豫防の目的は必ず之を達し得らるゝことであらふ、之が改良に金を惜むと云ふことは所謂一文惜みの百失ひたるの愚を學ぶに等しきものと云ふべきである、それから彼の一般長期の者であるとか或は累犯者、さう云ふ種類の者は必ずしも完全なる分房制に由つて作られたる監獄に拘禁するの必要はない、自ら一國の習俗、慣習又は富の程度如何を斟酌して分房が出来たらばそれは善いことであるが若し出来ぬならば一定の標準に由る、類別的雜居制の監獄で足れりである、但し雜居制を採用する場合に於ても成るべくは夜間だけは分房の制度を採るを要する、即ち一つの部屋に一人づゝ別に寝せる所の仕組に由ることが必要である、一つの大きな部屋に鐵又は木製の板で仕切りを設け入口の前の方に鐵網を張つて視察と空氣の流通に便からしむるの簡易なる寢室構造の方法もある、これにして

も我が巢鴨監獄に於けるが如き一室に八人も九人も入れて混同せしむるよりも遙かに罪惡傳播、不倫の交際を防ぐに便利を得ることが多いのである、

囚徒を外役に利用するの利害に就ては色々の議論がある、自由刑の本質から立論して外役は絶対に不可なりと主張する人もあつて其議論は至極尤もである、我國なども一時は随分盛んに外役に囚人を利用するの方針を取つて見たこともありますが其結果が甚だ不良であつたが爲めに今日では成るべく之を制限するの方針を取つて居る、併し行刑にも自ら機宜の手段を講ずるの必要がある、使役の方法

囚人の撰擇と兩つながら若し其宜しきを得るに於ては外役も亦た行刑の上に必要且つ有效の手段であると思ふ、唯だ始めから外役利用に重きを置くこと云ふことになると之れが爲めに肝腎の監獄改良が手後れになるの恐れがある、弊害も亦た一層甚しきを加ふると云ふことになる、詰り外役は一通り監獄改良が出来てからの便宜的補足の手段である、外役に使ふ者は成るべく囚人中の善き種類の者であつて最も嚴重なる行刑規律の下に置く必要が幾分か少くなつたと認め得らるべき者を撰ばねばならぬ、故に其結果、長刑期の者で而かも長く監獄の内部で嚴正なる規律に薰陶せしめられたる者に限ると云ふことになる、兎に角外役は種類の弊害殊に自由刑の本旨に戻るの弊を見るに至り易きものであるが故に之れが實行の上には最も慎重の注意を加ふる所なければならぬのである、

終りに監獄改良の着手に際して大に注意すべき要件に就ての意見を述べます、即ち先づ監獄吏員刑の執行當局者を養成訓練する方法を設くべし、このことであり、如何にして之を養成するかと言へば先づ第一に何れ監獄の改築と云ふことがあるであらう、其第一に改築した監獄の將來は各監獄改築の模範たらしむべし、この方針を確立し其模範監獄を以て同時に監獄官吏を養成するの場所に充つる、即ち此監獄の内に一の學堂の如き者を設くるのである、一面では實際を教へ一面には理論を講ずる、模範監獄の典獄は即ち此學校の長官を兼ね自ら教鞭を取らし

むるも亦た可かりである、但し模範監獄に典獄たらしむべき所の人は全國監獄の當局たるべき人の粹を萃めた中から更らに其粹を選抜したものでなければならぬことは勿論であつて獨り典獄のみならず此に奉職する下僚の役員に至るまでも努めて其人物を精選することが必要である、當局其人を得ますの結果は監獄外形の設備の完全なるに相俟つて益々其行刑の實質を改良することが出来、所謂模範監獄の名實を全ふせしむることになり其内外相俟つて改良の實を擧ぐる所の實物教訓を示して以て學校に集めた所の學生即ち未來の文明的監獄吏たらしむべきものを導くと云ふことが最も必要且つ有效である、若し北京に監獄の新築が出来るとすれば即ち此監獄を以て今申した所の模範監獄として同時に監獄官養成の學校を設くるの場所たらしむるのである、一時に多數の官吏を集めることは不可能でありましてやうから先づ第一期に集める所のものとして將來各監獄の長官即ち典獄たらしむべき所の者若くは之れが經營又は監督の實權を持つべき所の地方長官の如き種類の人を選び、第二期第三期と漸次相當の人物を選んで此に入學せしむることとする、第一期の教習期限は特に六ヶ月内外とし第二期以下は一年乃至二年位となすことが適當であらふと思ふ、序でながら近き未來に設立せらるべき北京中央政府の直轄に屬する監獄の如きも改良着手の首途として最も大切の場合、將來の貴國の監獄否な刑事制度の改良の運命の上に極めて大なる關係を持つべき

譯でありますから其設計及び實行に就ては極めて慎重周到なる研究を盡されんことを切望する次第であります、以上は敬愛する所の大清帝國の有力者たる諸君と長く獄制の研究を同ふしたる所の紀念として又御土産として呈すべき愚見の一斑であります、極く簡略に過ぎて或は要領を得なかつたかども恐れます、唯だ此筋道に依て改良に御着手にちつたならば庶幾くは獄制改良の前途必ず成功を見らるゝに至るたらうと思ふのであります

寄 書

○監獄當直論

安永三四郎

監獄は小國家あり。國家に警察機關あるが如く、監獄に戒護機關あり。警察も不眠不休なり、戒護も亦不休不眠なり。是れ監獄の當直勤務に、一種特別の困難ある所以か。請ふ余をして少しく之を討究せしめよ。

監獄の當直に二種あり。一は專屬制と云はんか、何となれば、戒護の主管たる第二課の看守長のみ、之れに當れば也。二は共通制と云はんか、何となれば、凡ての看守長、主管の如何に拘らず、共同輪番、之れに當れば也。前者はその困難最も久し矣。然れども當局者の困苦甚大なると、一面庶務の爲め、別に宿直を置くの不便なるに由りて、近年後者を生じたるは、事實の示す所とす。而して後者の施行も最早三四年の經驗を有し、且つ少くと

も全國半數以上の監獄に於て、實行さるゝを以て、今や之が利害得失を論ずるの時機、正に熟せるものあらむと信ず。余は請ふ陳より始めんと欲す。(第一)專屬制に依る當直に、二人制と三人制とあり。(イ)二人制の當直は、甲乙二部に分れたる夜勤看守ありて、之に屬するを通例とす。隨つて兩部相競ふて精勵するの利あり、上下互に親愛するの益あり、而して其の半面には兩部相反目するの弊を生じ易く、互に嫉妬するの害に陥り易し。(ロ)三人制の當直は、夜勤看守の部屬なく、常に輪廻するを以て、反目嫉妬の患なし。看守長は三週間に於て、第一の日曜に當直し、第二の日曜に非番となり、第三の日曜は休暇となるを以て、二人制の如く、第一の日曜當直し、次の日曜非番となり、終年一日の休暇なきの劇務となるの弊なし。且つ二人制は、一人病氣事故あり缺勤するときは、課長の代直、若しくは他の一人は専ら夜勤せざるべからず。之に反し、三人制は一人缺勤するとき、一時二人制となるのみ、事至て安穩なり。故に、部下統督の點より觀るも、看守長休養の點よ

り論ずるも、余は三人制の遂に二人制に勝れるを信ず。余は兩制を實驗せしか故に、かく斷言することを躊躇せざる也。

願ふに、三十六年四月、監獄官制の獨立と同時に、監獄書記は廢官となり、看守長は戒護及庶務に従事すべき職制となりしは、正に是れ專屬制當直の運命を豫言されたる警鐘にあらずや。遇囚本位の方針の下に、文武合體したるの觀を呈せり。共通制當直は、蓋し茲に胚胎せり。

(第一) 共通制に依る當直に、亦三主義あり(イ)絶對主義の共通制にありては、課長と他の看守長とを問はず、總て當直せしむ。然れども、是れ大監獄に於ては、恐くは行はるまじき事なり。何となれば、宿明の日と雖も、課長の早退を許さざる事情あればなり。(ロ)相對主義の共通制にありては、課長を省き、他の看守長の總てに、當直せしむ。この主義によれば、大監獄と雖も、共通制の適用に支障なかるべし。(ハ)折衷主義とも云ふべき一種の共通制あり、課長と雖も、或る少數の當直を課するものは是れなり。蓋し遇囚本位の方針を貫徹

せんとの意思に出づるや、明かなり。抑も當直の任務たるや、監督を主とす、臨時事務の處辨の如きは、唯附從の任務のみ。而して、監督は統一を期するにありて、多頭の監督者の一致するは難く、寡頭の監督者の協力するは易し。此點より觀察すれば、共通制當直の實行に伴ふ利害得失、果して如何。是れ余が疑問の一。庶務の看守長は、日曜當直の時に於て、半日の就役時間内に、巡視するを得るを通例とす。暑中休暇中と雖も、終日の就役時間内に巡視するを得ず。唯一句若くは一週の間に、一日の夜勤を監督し、朝夕の動作を指揮するのみ。而して、因情は日々變化し、作業に監房に、種々複雑の事情を生じ、會議に於ける報告の能く盡す所にあらず。自分帳に編綴せる各種の事項も盡さざる所あり。當直の看守長にして、克く主務課の看守長に遜色なきを得るか。在監人も亦戒護主任の官吏に對すると、庶務主任の官吏に對すると、何れが長敬するや、何れが信頼するや。是れ余が疑問の二。庶務の看守長は、前記の短時間に於て、戒護事務

を補助するに過ぎず、從つて自己の責任としては、本務の如く、當直を重視し、恪勤せざるは人の弱點なり、弱點を強ゆるは、人を御する術にあらず。是れ余が疑問の三。

監督者の態度、既に上述の如し、部下の之に對する態度、亦知るべきのみ、監督の寛猛は、手加減に存す、十人十色、人心の異なるは、各其面の如し。夜勤と云はず、日勤と云はず、當直看守長其多頭なるときは、其の日其の日の、當直看守長其人に依りて、亦遇囚上多少の手加減を爲すを免かれず。かくては、統一を期する當直か、却て統一を缺くに至るべし。是れ余が疑問の四。庶務の看守長は、看守部長に事を委ぬるの傾向なきか、否、事實上部長の因情に明かなるを以て、之に信頼するは當然なり。然れども、其限度を失すれば、部下の侮蔑する所となるべし。是れ余が疑問の五。

かく數へ來れば、尙ほ幾干かの疑問を得ん、要は紀律の弛張如何に關す。遇囚本位の方針を確立せんには、嚴肅なる紀律の上に於てすべし。是れ本

論を作る所因なり。然らば、監獄の當直は、何れの制に依るべきや。監獄の大小、幹部の人材の如何に由り、各其一得一失あるを免かれずと雖も、今中監獄と假定し、幹部を盡く適材として、茲に余の所信を説かんとす、(第一) 戒護上の監督を完全且つ有效ならしむるを、當直主要の目的となす以上は、三課共通の制を採らんよりは、寧ろ一課專屬の制を擇ぶを、可とす。何となれば責任を嚴守するに於て、主務課の看守長か、他課看守長よりも、より健全なるは、人情の常なれば也。協合一致は理なり。責任を守るの輕重は情なり、表面より言へば、理克く情に勝つ、然れども裏面より察すれば、情時に理を壓す。故に強て共通制を採らんとすれば、余は監獄務の三部となし、副典獄を置き、戒護、教務、醫務の三部となし、三課を全廢し、戒護の部長とし、別に典獄官房を置き、庶務、文書、會計を分掌せしめ、官房主任の看守長のみ、當直を免除せざれば、監督の實を擧ぐるに於て、最善の制ならん

(第二)然れども、分課の現状を維持して、言へは、共通制に依らず、專屬制に依り、殊に三人又は五人の奇數制に、依らんことを、最便の方法なりと信す。この方法によるときは、遇囚本位の方針を貫徹する能はずとの反論あらん。然れども之を救正するに、亦説あり。三人又は五人の看守長をして、一人若しくは二人つゝ、毎年他課の看守長と更迭せしめば、十年を出でずして、看守長は凡ての、獄務に精通するに至らむ。是れ典獄の意思如何に依て、施行するを得べし。分課改正を本省の有り煩すことなし。

終に臨み、附言すべきは分監の當直あり。分監は部長二人を通例とす。各部長、隔日勤務として、兩部の夜勤看守を屬せしむるが故に、勢、二人制の監督となり、其弊多きのみならず。一晝夜間、不眠の非衛生的となるを以て、其行動の強健なる能はざるは論なきなり。或は分監長の外、看守長あるを以て、その弊なしと謂ふものあらむ。然れども、看守長と部長とを、同一の任務に充つると、秩序を確立するに於て、如何はしき事情あり。論

○晚香生に告ぐ

京都監獄

樋

口 生

晚香生足下
吾人曩に協會誌上足下の堂々たる卓説に接す。沼々數千言説き去り説き來り以て吾人の蒙を啓く。吾人の感謝何の辭か能く之を盡さん。吾人又竊に以て、絶大の光榮と爲す、然と雖も足下の「豊富な學術」と「明敏なる觀察」とによりて得られたる

結果は茲に足下の「宗教的同情」によりて「器械的動作に營爲し」つゝある吾人に與ふるに一大鐵鏈を以てするに至れり。砂上の家は爲めに破壊せられ「將に奄々たる氣息」は爲めに斷絶せられんとす。研究的志想に缺乏せる醫學上の疾病者にして、僅に蠢爾たる運動を營み得るに過ぎざる吾人今此一大鐵鏈の見舞ふ處となる、何者の恐怖か是に過ぎん。同情の心に厚く仁慈の志想に富める足下何を苦んでか這般瘡猛の惡戯を演出せんとはするぞ。吾人もとより「前世紀時代の」「非學理的醫術を以て世に立たんとする」者「威容堂々尊大誇稱」足下の如き大家の意を付度するの潜越するは、恰も燕雀の小心を以て鴻鶴の壮志を知らんと欲するのそれに異らざるは、吾人と雖も之を知らざるにあらず。而も猶知て之を敢てせんとする所以のものは何ぞや。足下は足下の結章に於て即ち曰く「滿天下の諸氏奈何となす」と。吾人亦滿天下の諸氏中の一人を以て自ら任ずるもの、茲に一言燕雀の微聲を以て足下に問ふ、亦可ならずや。足下の具眼の士たるは滿天下の齊しく認むる處、足

下にして猶有耳のふらば之を聴くに吝ならず。亦是れ足下の義務たるべきを信するものなり。惟ふに足下が卓説の章句凡て是綾羅錦繡の文字、到る處光彩陸離、而も紛雜亂糾、「學に淺く明識觀察の眼を具有せざる」吾人をして殆んど其承結の那邊に在るかを知らざらしむ。人以て近來稀に見るの名文と爲す。好事者あり藏して以て明治聖代に於ける文界の珍と爲さんと云ふ。足下の意思して如何。足下若し此言を以て足下を賞讃するに過ぐるの甚しきものとせば、請ふ足下の之を反覆熟讀すること百遍なれ。斯の如くにして足下の「豊富な頭腦と明快なる觀察力」とは初めて此言の過賞賛に非ざるを知らん。而して吾人今「前世紀時代の頭腦」を以て明治聖代の珍文を讀破せんとす。足下願くば吾人の勢を明察せよ。「思ふに現代の監獄醫は糧を得んが爲めに動作し同情的業を採る人甚だ少きを信するなり」とは足下の下せる斷案なり。足下の明識も亦極まれりと云ふべし。足下よ足下は何を以て之を云ふや。吾人は切に足下が斷案の具體的説明を欲して止む能

はざるものなり。然りと雖も足下よ、世は足下の心情の清き程には未だ濁らざるなり。然り「研究的志望」に富めること足下の如きもの、稀なること同時に「尊大誇稱」足下の如きもの亦甚だ多からざるを。足下願くは安せよ。「吾人は思茲に至ることに塞心に堪へざるなり」とは是れ畢竟足下が好んで杞子の憂を學ぶの結果ならんのみ。再言す、足下安じて可なり、世は足下の心情の清き程には未だ濁らざるなり。語に曰はく過ぎたるは猶及ばざるがごとしと。惟ふに足下天資秀英加ふるに過度に發達せる「研究的志望」と過度に明敏なる「觀察力」とを具有するの結果事遂に茲に至れるものならんか。吾人切に足下の爲めに之を惜まざらんばあらず。吾人敢て足下に告ぐ。足下果して此餘力を有すとせば、足下の卓越せる人格論を上下する前、先づ之を足下が糊口の基本たる業務の上に用ゆるを可とせん哉。

「何か故に明察を特に在監者に要するか」に關しては、足下の最も苦心せし處にして、反覆丁寧犯罪人の由來する處を説明して餘蘊なきもの、如く、

が精神状態の如何を問ふ。

足下は又「明識」の監獄醫に必須なる所以を結論して曰はく「若し此時にあたり監獄醫其人にして學に淺く明識觀察の眼を具有せざれば真に病苦に悩める同胞を放棄し政略的病者に誤診誤解するの場合亦甚だ少からざるを信するなり故に監獄醫は最も機敏に最も明確に彼等の心情を穿つの必要大に生ずるなり」と、善哉足下の言。真に足下の言の如し。而して吾人は又足下の此言を信せざる監獄醫の只一人だも存在し能はざるを信せんと欲するものなり。然り誰か足下の此深遠にして且明白なる卓見に敬服せざるものあらんや。而して吾人は足下の此卓見に對して拂ふべき尊敬の大なるだけそれだけ又足下が這般の卓見を賑吼して以て吾人監獄醫を教へたるものと信するの愚を見るに至りては、足下に拂ふ可き尊敬の念に於て極めて甚しく減少すべきを憾まざらんばあらず。而して吾人は又足下が此卓見を公にしたりしが爲め監獄醫としての足下の人格に於て甚しき陷缺を將來せるを惜まざらんばあらず。

「老練」と「經驗」を尊重する吾人の愚を教へしもの決して尠少にあらざるなり。而して足下は其極めて巧妙なる敘事的能力を極めて麗彩なる修辭的能力によりて、犯罪の生起、犯罪心理の經過を詳説して、以て吾人を教へんと欲するもの、如し。然りと雖も足下の巧妙に過ぎたる敘事と麗彩に過ぎたる修辭とが遂に足下の卓見をして達意的なるを得ざるの止むなきに至らしめしは、蓋し是れ千古の一大恨事たらざるばあらず。而かも「老練」を重じ「經驗」を尊ぶべく慣らされたる吾人の「非學理的頭腦」は幸にも足下が達せんと欲して能はざりし意の存する處を了解して、「大差なきを信せんと欲するものなり。足下よ「老練」と「經驗」とは如斯の力を有するものたるに注意せよ、「老練」と「經驗」とは足下の文章の如く而かく深遠にして難解なるものも能く之を解釋し得るの能力を有するものたるを知らずや。斯の如くにしても猶足下は「經驗」と「老練」との能力を信する能はずとせば、足下の「尊大誇稱」は遂に常規を逸して病的範圍を侵すに至れるものと言はざる可からず。吾人敢て足下

足下又時間の缺乏を嘆して曰く「然れども吾人の採る可き平素の動作は短時間を以て多数の患者に接するが故に多くの場合は遺憾にも診断學上の定則を全うする能はざるなり」と、「學術豊富」「觀察明敏」にして而も「宗教的同情」に富める足下にして猶且此嘆あるか。吾人足下の此嘆を聞くに至りて始めて足下が「尊大誇稱」の猶よく病的たるに至らざるを喜ぶものなり。足下幸に自愛せよ。

「學術豊富明敏の觀察宗教的同情此三者は吾人日常の糧よりも職業上必須のものたり」とは思ふに是れ足下の監獄醫人格論の精髓にして何人も亦足下の此要求を拒否し能はざる處ならん。然りと雖も、足下の要求する此三大資格の必須なる豈只に足下の言の如く監獄醫のみに限らるべきものならんや。是即ち直に以て人類としての人格の理想となすに足る可きなり。監獄醫もどより人類なり、人類の理想は又同時に監獄醫の理想とあらず、もどより不可なしと雖も、足下の如くに論ずるに於ては、人類の凡ては皆是監獄醫たるべしてふ結論に達するの滑稽を見るに至る可し。事に平等の一面

を存すると同時に又差別の一面を存するは理の當然にして、特殊概念は常に一般概念の通有性を有すと雖も、特殊概念の特殊性を以て直に一般概念の通有性となさんか。其論理上極めて明確なる誤謬なるは、豈明敏なる足下の知らざる處ならんや。而して足下今監獄醫としての特殊なる人格を論じて、其必須資格を以て人類としての一般人格のそれと同一かちと斷ず。推理の錯誤も亦極まれりと云ふべし。足下にして今若し監獄醫なる特殊人格を論せんとせば須らく先づ其特殊性を糺明するの周到なる用意なかる可らず。足下漫りに一般人格と特殊人格とを混同して自ら知らざるもの、如し。足下の不用意も亦甚しと云ふ可し。然り此點に於て、吾人は足下の監獄醫人格論を否定せざる能はず。同時に又足下が「學術の豊富」と「明敏の觀察」とに對して甚しく疑なき能はざるを憾むものなり。

「抑も醫學は運動的學問にして沈靜の學問にあらず」、「自ら老練と云ひ經驗と稱し非學理的醫術を以て世に立たんとせる前世紀時代の醫家は即ち砂

上家を築くの輩にして又共に語るに足らざるなり」と。嗚呼果して然るか。足下よ、學理の源泉夫れ那邊にか存する。學問の運動的方面は足下那邊にか之を求めんとはする。足下、知らずや。學理の源泉は即ち經驗にして、經驗を重ずる是即ち學問の沈靜的ならざる所以なり。足下の「豊富なる頭腦」は此明白にして單純なる問題に答ふることだに之を能くせざるか。足下よ、徒らに聲を大にして「尊大誇稱」の態を學ぶの前、先づ「經驗」の效を積み以て「老練」の旨を味ふに力めよ。足下徒らに自らの「學術豊富」を誇稱するも世は未だ足下を讃嘆せざるべからざる程に暗愚にはあらざるなり。足下よ、盲者蛇を恐れざるは其勇あるが爲めに非ず、一に是れ其盲あるが爲めのみ。足下幸に足下の「豊富なる頭腦」と「明敏の觀察」を以て一意這般の判斷に力むる處あれ。吾人敢て足下に告ぐ。吾人もとより滿天下の諸氏に問はんと欲するものに非ず、只敢て足下に問はんと欲するもの足下以て奈何と爲す。

○光明錄

鐵風生

(一) 靜岡縣出獄人保護會社長延原正孝君は入社志願者ある毎に必ず先づ其骨相を一瞥して然る後收容の許否を決するを常とせり骨相學上の事余輩淺學未だ其の眞理を認め夫か信認を與ふる事能はずと雖も同君の固く執て動かさざる該の信念や余輩之れを學はんとするも容易に學ぶ能はざる所也蓋し同君の收容許諾を決するの時は既に彼を感化し終れりと見るも強ち過言にはあらざるべし之れを吾曹が彼の顔貌に接し彼の犯數に驚き彼の境遇を知るの劈頭感化難の語は常に先入主となるに比し彼我の起點に於て業に既に千里の差あるを思はゞ中心慚愧に堪へざるなり

(二) 吾曹口を開けば必らず囚者の猜疑心の強きを絶叫す然れども囚者も言へり吾曹の該心寧ろ囚者に勝るとも決して劣る所なしと斯く双方喧嘩腰にては行刑の萬事只休する在るのみ余と親交ある落合沼津中學校長曰く余は生徒の言を信して

(三) 自己本位は教誨教育の絶對主義なり凡そ人は云々せざるべからざりかと説くの人には未だ他を教ふるの資格なしと申すべし之れ實踐道德の主義に反すれば也宜敷我は云々せざるべからずと勵めしめざるべからず人を責むるに厚くして己を責むるに薄き罪囚の多くは現在過去に於て果して如何なる教誨教育に浴せしか又は浴しつゝありしか其の敗北を招く只我の石に在り思はざるべけんや

里の差あるを思はゞ中心慚愧に堪へざるなり

(二) 吾曹口を開けば必らず囚者の猜疑心の強きを絶叫す然れども囚者も言へり吾曹の該心寧ろ囚者に勝るとも決して劣る所なしと斯く双方喧嘩腰にては行刑の萬事只休する在るのみ余と親交ある落合沼津中學校長曰く余は生徒の言を信して

毫も疑ふ所なし而かも其聲の虛構詐言たるを知りつゝ猶且一片の疑心をたに挾まずと恰も皎々たる名月に對するの感想ありか、ればこそ時に雲湧き風起らんも須臾にして肝膽相照すに至らん也何事も信せよとは管に佛者の教のみにはあらざるべし

(三) 自己本位は教誨教育の絶對主義なり凡そ人は云々せざるべからざりかと説くの人には未だ他を教ふるの資格なしと申すべし之れ實踐道德の主義に反すれば也宜敷我は云々せざるべからずと勵めしめざるべからず人を責むるに厚くして己を責むるに薄き罪囚の多くは現在過去に於て果して如何なる教誨教育に浴せしか又は浴しつゝありしか其の敗北を招く只我の石に在り思はざるべけんや

統計

○川越兒童保護學校

進藤 正直

模範懲治場の評ある川越分監に於ては、其特別監以來、年々生徒統計表なるものを編成し來つたのであるが、今回は滿三年の成績に依り『保護兒童の研究』なる一書を公にせられた。而して其表紙には、分監とか懲治場とかの文字は之を避けて、川越兒童保護學校と記されてある。余は此氣の利いた書目が、其目覺しき校名と相對照して、如何にも心地よく感じた。さて本書の内容は、第一より第五十九に至る、例の趣味多き統計表に、校長以下校醫、教育主任、農業教師、工業主任、體操教師及音樂教師等の各別個に成れる報告書、即ち保護兒童の研究報告書七篇を掲げ、附するに生徒統計表概觀を以てせる良書である。蓋し監獄當局者は勿論、一般教役者に於ても、是れに由りて幼

計

年犯罪者の研究上、尠からざる教訓を得べきは、余の信じて疑はざる處である。若し夫れ調査事項乃至製表上の技巧に關しては、余輩亦聊か卑見なきにあらざるも、前記統計表概觀は、一讀同校の成績如何を知り、現在に於ける狀況をも窺ふに足るものあるを以て、姑く左に之を轉載し、敢て同人諸君の參考に供する所以である。

○生徒統計表概觀(川越兒童保護學校 統計主任川上寛治)

- 一、本表は明治三十五年十二月二十一日本校創立以來滿三年を経たる明治三十八年十二月三十一日まで東京府、神奈川縣、及埼玉縣より入校したる又は入校したりし生徒二八六人を對象として調査したる統計なり
- 二、本校生徒は男兒のみにて未だ女兒に及ばず、在學年齢は入學時の年齢八歳以上十二歳未滿の兒童は十六歳に成るまで、十二歳以上十六歳未滿は二十歳に成るまでに限らる、但し創立當初の分は區々にして一定せず
- 三、明治三十八年十二月三十一日本校現在の兒

童は一五二人(昨年の本日は一四六人)年齢は十歳以上十八歳以下にして就中十五歳最多く其入校時の年齢は九歳以上十七歳以下にして就中十五歳最多し(一表)

四、各兒童入校前の境遇、心身狀態、入校後在校中の狀態及退校後に於ける生活狀態等は各個區々所謂十人十色にして正確に統計することを得ざるに論なしと雖も試にそが一斑を概觀すれば大凡左の如し

兒童入校前の境遇

一、父母の在否、僅に百分の二九は父母共に在れど他は大方悲むべき境遇に在ること左の如し(四〇表)

- 百分の一六は 母のみ在りて父なし
- 百分の一二は 實父と繼母との手に在り
- 百分の一二は 父母共に死亡せり
- 百分の一二は 父母の所在明ならず
- 百分の八は 父のみ在りて母なし
- 百分の八は 實母と繼父との手に在り
- 百分の三は 養父母の手に在り

二、兒童の出生時に於ける父母の年齢

百分の四は父母同年、百分の一五は父よりも母が年長者にて就中父の二十九歳に對する母の三十三歳其差四歳を差異の最大とし百分の八一は母よりも父が年長者にて就中母の二十四歳に對する父の五十二歳其差二十八歳を差異の最大とす

最若き父母は父を主として父十七歳母二十歳、母を主としては母十七歳父二十歳にして最老いたる父母は父を主として父五十九歳母三十六歳、母を主としては母四十八歳父五十歳あり(四一表)

三、兒童の出生別

百分の七九は幸福ある公生兒にて其餘百分の二一は悲むべき私生兒(百分の一六)庶生兒(百分の一)及不明(百分の四)あり(四〇表)

四、保護者の有無

百分の六五は入校の初より保護者判明したる者百分の一九は入校の時保護者判明せざりしを入校の後學校の調査に依り保護者を見出し

たる者にして其餘百分の一六は未だ保護者の在否を知ること能はざる者なり(二表)

五 入校前児童と保護者の關係

百分の六六は入校前保護者の保護より離れ宛然孤狀の境遇に在りし者にて其年齢は十三歳最多く其餘百分の三四は現に保護者の保護を受けつゝありし者にて其年齢は十五歳最多し(三表)

六 入校の時、児童と其所在地との關係

百分の七二(昨年は五八)は東京(三九)横濱(三三)兩市街に在りし者にて年齢は十三歳最多く其餘百分の二八は右兩市街を除きたる東京府下、神奈川縣下及埼玉縣下に在りし者にて年齢は十五歳最多し

東京、横濱兩市街に在りし児童も強ちに兩市民の子弟にはあらず百分の三七は田舎の児童にして多くは奉公の如き立身的目的を以て、稀には見物の如き樂觀的目的又は遺棄の如き悲觀的事情の爲に右兩市街に在りし者なり田舎の児童中田舎に在りしまゝ、入校せしは百

其他諸有營業店に奉公せしめられたる經歷を有し就中十一歳の時初て他家に奉公せしめられたる者最多し(三八表)

兒童の體的状态

一 身長 十一歳乃至十五歳なる本校生徒の平均身長を川越町高等小學校生徒のそれに較較するときは本校生徒の方〇、四「センチメートル」少く(昨年は一、二「センチメートル」少)三島博士のそれに比較するときは四、七「センチメートル」少し(昨年は六、七「センチメートル」少)(七表、八表)

三 體重 右の比較により川越小學生に比し本校生徒の方〇、四「キログラム」多く(昨年は二、七「キログラム」多)三島博士のそれに比し〇、五「キログラム」少し(昨年は〇、九「キログラム」多)(七表、八表)

三 胸圍 川越小學生に比し二、六「センチメートル」多く(昨年は四、一「センチメートル」多)三島博士のそれに比し一、四「センチメートル」多し(昨年は四、三「センチメートル」多)(七表、八表)

分の五一にして年齢は十五歳最多く其餘百分の四九は東京、横濱兩市街に在りし者にて年齢は十三歳最多し

(注意) 田舎の児童にして田舎に在りしまゝの者年齢は十五歳が最多きに、東京、横濱兩市街に在りし児童は十三歳が最多きは注意すべし、殊に兩市街に在りし児童は兩市民の子弟たるを將た田舎の児童たるを問はずなべて十三歳が最多きは更に一層の注意を値すべし(三表)

七 入校前に於ける児童の學校教育

百分の三一(昨年は二七)は全然教育なく百分の四〇は尋常小學三學年以前に於て退學し百分の一四は尋常小學全科を修了して退學したる者にて高等小學に進みたるは僅に百分の一五に止り更に尋常中學に進みたるは百分の〇、七に過ぎず(三四表、三五表)

八 児童と入校前に於ける奉公との關係

百分の五一は入校前八歳乃至十六歳の間に於て農家、菓子屋、理髮店、鐵工場、煙草屋、酒屋

表、八表)

四 身體の發育 在學一年を経過したる兒童十歳乃至十八歳(平均十五歳)に就き一ヶ年經過後の平均身長及平均體重を入校時のそれに比較するときは身長に於て一寸九分を増し體重に於て一貫六百六十四匁を増せり(九表)

五 耳 百分の一九(昨年は百分の八)は疾患者に於て患者の百分の九三は治癒せり(一一表、一二表)

六 鼻 百分の二五(昨年は百分の一二)は疾患者に於て患者の百分の七二は治癒せり(一一表、一三表)

七 咽喉 百分の五七(昨年は百分の三二)は疾患者に於て患者の百分の九七は治癒せり(一一表、一四表)

八 眼 百分の一七は疾患者に於て全部治癒せり(一一表、一五表)

兒童の心的狀態

▲感 情

一 最面白かりしは、演劇を観しとき、と答ふる

五善良に生活し普通退校生は百分の九〇善良に生活す

實父のみに保護せらるゝ特別退校生は百分の一〇〇善良に生活し普通退校生は百分の三〇善良に生活す

實母のみに保護せらるゝ特別退校生は百分の一〇〇善良に生活し普通退校生は百分の六三善良に生活す

實父繼母に保護せらるゝ特別退校生は百分の六七善良に生活し普通退校生は百分の一五善良に生活す

實母繼父に保護せらるゝ特別退校生は百分の一〇〇善良に生活し普通退校生は百分の四三善良に生活す

養父母に保護せらるゝ特別退校生なく普通退校生は百分の五〇善良に生活す

親族に保護せらるゝ特別退校生は百分の六七善良に生活し普通退校生は百分の六三善良に生活す

他人に保護せらるゝ特別退校生は百分の一〇〇善良に生活す

生活し普通退校生は百分の六二善良に生活す

補習課の特別退校生は百分の五〇(二人中一人)善良に生活し普通退校生は百分の七五善良に生活す

五 實業教育との關係(五〇表、五一表)

農業課の特別退校生は百分の九〇善良に生活し普通退校生は百分の四六善良に生活す

工藝課の退校生は特別、普通共に百分の一〇〇善良に生活す

六 年齢との關係(四二表、四三表)

十歳なる特別退校生は零にして普通退校生は總て善良に生活す

十一歳なる特別退校生は百分の一〇〇善良に生活し普通退校生は總て善良に生活す

十二歳なる特別退校生は零にして普通退校生は百分の三六善良に生活す

十三歳なる特別退校生は百分の五〇善良に生活し普通退校生は百分の五八善良に生活す

十四歳なる特別退校生は百分の八三善良に生活し普通退校生は百分の四〇善良に生活す

〇善良に生活し普通退校生は百分の四〇善良に生活す

(参考) 他人に保護せらるゝ特別退校生は本校職員全體の組織に係る兒童保護會の保護的斡旋に依り他人に保護せらるゝ者なり

三 歸住地との關係(四六表、四七表)

東京市街に歸住したる特別退校生は百分の一〇〇善良に生活し普通退校生は百分の四九善良に生活す

横濱市街に歸住したる特別退校生は百分の六七善良に生活し普通退校生は百分の一七善良に生活す

其他に歸住したる特別退校生は百分の九六善良に生活し普通退校生は百分の五二善良に生活す

四 學校教育との關係(四八表、四九表)

尋常小學科の特別退校生は百分の九二善良に生活し普通退校生は百分の四一善良に生活す

高等小學科の特別退校生は百分の九五善良に生活す

十五歳なる特別退校生は百分の九〇善良に生活し普通退校生は百分の五〇善良に生活す

十六歳なる特別退校生は百分の一〇〇善良に生活し普通退校生は百分の六一善良に生活す

十七歳なる特別退校生は百分の一〇〇善良に生活し普通退校生は百分の五〇善良に生活す

十八歳なる退校生は特別、普通共に百分の一〇〇善良に生活す

(注意) 十五歳以下なる普通退校生は百分の三〇善良に生活するに過ぎざるに十六歳以上は百分の七〇善良に生活し特別退校生亦十五歳以下は百分の八一善良に生活するに十六歳以上は百分の一〇〇善良に生活するは注意すべし

(統計表は之を略す)

明治三十九年十一月末日現在全國在監人員監獄別表

(△△補)

監獄名	囚人	懲治人	刑事被告人	別房留置人	乳兒	合計
關東區	六五六		七九七			一、四六一
東京	一、一五一					一、一五一
市	二、〇七九					二、〇八〇
巢鴨	一、四二一					一、六四七
橫濱	八四一	四七	一四四	三五		一、一六八
前橋	一、二四二	二八四	四二			一、三〇六
千葉	八七〇		五八			九四三
水戸	八八〇		六九			九七〇
宇都宮	六七八		八六			七六二
甲府	四五五		八三			四八二
長野	一、三五二		二七			一、四五一
小海	一、一四四		七三			一、一四四
東海區	七八四		四二			八二六
名古屋	一、六五一	三一	一三五			一、八一七
安海	八九〇		四八			九四二
靜岡	四三七		二五			四六六
駿所	六〇一		三五			六三三

監獄名	囚人	懲治人	刑事被告人	別房留置人	乳兒	合計
北陸區	八六三		六一			九二七
新潟	三三四		三〇			三四六
富山	五三八		三五			六〇五
福井	二九五		三〇			三二八
東北區	一、〇八二		一八七			一、二七六
宮城	一、〇二七	五一	九七			一、一七九
青森	四一一		四八			四六〇
岩手	五〇八		六二			五七三
秋田	七一一		六九			七八四
西區	六六五		一〇六			七八〇
東京	一、〇五七	一一	一三一			一、一九九
大塚	二、五三六	四二	八			二、五四九
板橋	二三〇		三〇			五八三
練馬	五九六		二一			六一八
和光	五八六		二二			六一三
神戶	一、六二三	二六	一七九			一、九一八
岡崎	一、〇八九	一〇	四九			一、一三四
廣島	一、五二六	一〇	三三			一、六九九
山口	九二三		一〇〇			一、〇二五
島根	二四七		二六			二五八
松江	五八八		二六			六二一

第貳拾卷第壹號

統計

五三

四國區	德島	高松	高松	九州區	長崎	福岡	大分	佐賀	熊本	鹿兒	三池	沖繩	北海	函館	札幌	樺太	網走	十勝	總計
四九七	六五六	八八〇	七二四	一、三五八	一、五九四	五〇九	五五五	七六一	三五〇	六四八	一、五四五	二七五	四三五	八三一	一、一三六	七七五	八五二	四八、〇一四	四八、〇一四
二〇	一五	六九	六九	一四八	一二三	二八	三九	八四	二一	五七	一九	四九	七八	四	一	一	一	四	四、〇七二
二〇	一五	六九	六九	一四八	一二三	二八	三九	八四	二一	五七	一九	四九	七八	四	一	一	一	四	四、〇七二
一、五二二	一、七二二	五四〇	六〇五	八四八	八四八	三七八	三七八	三七八	三七八	三七八	三七八	三七八	三七八	三七八	三七八	三七八	三七八	三七八	三七八

明治三十九年十一月末日現在全國囚人罪名別

(△減)

官吏ノ職務ヲ行フチ妨害ス	附加刑ノ執行ヲ通ル	貨物ノ偽造	官印ノ私書偽造	私印ノ私書偽造	賭博	謀殺	故殺	打創	強姦	強姦及淫重											
一一二	三六	九五二	一、五八七	一、二〇八	二二	一、七六六	一、六〇二	一、一六一	一、九〇九	一〇六	三四七	六五	三六	四〇	三七	四三六	一八一	一、五九七	一、九四六	二八三	六七
三	三六	九七三	一、五九五	一、二三四	二二	一、八五二	一、七八三	一、一八三	一、九四六	五三	二八三	六七	三六	四〇	三七	四三六	一八一	一、五九七	一、九四六	二八三	六七
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
一	八	一二	三	二	四	五	八	二	二	四	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
二八	一九	四九	三五	四七	一	二二	二五	六二	一八一	一〇	三七	二六	二六								
二二	一八	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五
二二	一八	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五
一、〇四〇	五四、〇九九	一、一三六	七七六	八五七	一、一三六	七七六	八五七	一、一三六	七七六	八五七	一、一三六	七七六	八五七	一、一三六	七七六	八五七	一、一三六	七七六	八五七	一、一三六	七七六

第貳拾卷第壹號

救護事業

五六

種別	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
竊盜 (次ノ三項ヲ除ク)	二二、四二〇	七九九	二二、六六四	七九三	△	一六四	二、四〇三	△
田野山林牧畜ニ於テ產物ヲ盜ム	二五一	三五九	四八、九二八	二五九	△	七〇	三九	△
屋外竊盜 (明治二十三年法律第九十九號)	五二	三	△	一	△	六	二四	△
強盜	四〇三	一九	△	一〇	△	二五	二九一	△
遺失物及埋藏物ニ關ス	四、〇二八	一三	△	九	△	五二	三四	△
詐欺取財及受寄財物ニ關ス	一八	三	△	一一	△	一〇	八	△
放物ニ關ス	三、五五四	一〇五	△	五一	△	六三	五三八	△
家屋物品ヲ毀壞シ及動植物ヲ害ス	五三四	六五	△	四九	△	五六	一七八	△
違警罪並ニ廳府縣命令違犯	八五一	一八八	△	九	△	九六	七五一	△
以上列記以外ノ罪	一、四六二	八七	△	六八	△	一一〇	五九八	△
總計	四六、二六四	二、六六四	四八、九二八	七八七	△	一〇、三三二	△	△

救護事業

東京出獄人保護事業第十年報

主管 原 胤 昭

光陰如矢恐多くも本日は 英照皇太后陛下第十年

御祭日とはかりぬ、崩御の際發せられたる大赦令により一時に赦免せられし出獄人を保護するの急に要せられ設立したる當保護所は、爰に第十年報を公にし謹で大赦惠澤の一斑を報せんと欲す
大赦當時全國にて減刑せられし者は、實に一万三千五百八十五人、東京府下に於てのみ當時赦免せられしは六百九十一人、爾來減刑囚人は追年赦免せられ、今や至仁に感激し罪心を翻へし、正業に

就き新生涯に入り、赦恩に澤ひつゝある者夥多あり、其一班當保護所の成績左の如し

内妻帯せし者 三三八
擧げたる子女 一五五

被保護出獄人

八百六十五人

内(男)

七五二

強竊盜

六五七

殺傷

六一三

放火

三八

貨幣偽造

六四

賭博

九

賈淫

七八

浮浪

一四

再犯以上

四五九

初犯

三二六

再犯以上

一三

十犯以上

六六

再犯以上

一三

百犯以上

一

計

四五九

成續

男

計

五五

保護中のもの

四七

男

一七八

府下居住の自活者

一五五

女

一七五

地方居住の自活者

二五二

計

二八三

死亡したる者

七三

男

七五

轉住後所在不明の者

一九

女

一四一

保護所より逃亡の者

三六

計

五〇

保護所を離れたる後

七〇

再犯の者

八三

計

七五二

再犯の者

八六五

現在自活者

四六一

不真成績

十分の三

如上の被保護人は赦恩に係りし者と係らざりし者とあれども、總じて赦恩に係りし長刑期囚人は其成績良好なるを確認せり
然るに大赦後一二年間に於て、赦免出獄人の成績不良の世評あり、當時予は甚だ之を遺憾と思ひたれども、未だ公に抗論すべき證據を有せず、止むなく黙したり、元來此事たるや先づ察すべきは減刑期間に多少ありし事なり、恐れ多き次第なれども、等しく恩赦とは申すべし、短きは數日乃至數ヶ月の者あり、自ら謝恩の念に薄かりしは又人情止むべからざるものならん、彼等は減刑せらるゝも減刑せられざるも、再犯する輩なりしを、之に反し出獄の期限無かりし懲役終身、無期、有期徒刑者にして、二年乃至三年以上の減刑を受けたる者は、從て謝恩の感覺厚かりしなり、此輩にして當所に保護したるは特に使るべき數犯の徒輩多かりしなれども、不良成績に陥りしは比較的少かりしを以て見るも、親戚故舊の存在援護せし者の良成績

を得たるは、疑無き事實なり

左に二三の實驗を報せし

▲犯罪の多くは青年血氣の時にあり、此より長刑期を受けて十有餘年を経、人間自然の熟達期壯年に至りし時の減刑期なりしにぞ、此の光陰に人生最貴の時代なりし故に予は其成績救免人の口頭より屢々左の言を聞けり

私の生涯に取て此の減刑期の光陰ほど貴重なる賜は無かりし此時をして有益に勉勵せし結果、今日の新生涯あり、大赦の聖恩一日も忘れ難しと

又其成績救免人に救恩を體認し毎年一月十一日を以て新誕生日と名附け赤飯を焚き神棚に供し家族と共に之を記念し奉るものあり

又強盜、再犯、懲役終身の救免人に○治郎吉なる者あり、出獄後便るべなく、當所に保護を受け正業に就き、京橋區新榮町一の五に居住し、警職を營み妻を連へ、銀座基督教會に屬し、信神に厚く、欣然として生活しつゝありしが、不幸にも出獄六年後病没せり、治郎吉永眠に強みて煤けたる古き一小軸を子に遺物とせり、一軸を纏げば白木綿に「辛未第三十六號○治郎吉」と墨書せる布札を表具せし掛物なり、是ぞ治郎吉が入獄中獄衣の襟に纏着せられし囚人番號札なり、救免の際遺雜して下附書籍の間に當時居りて、偶然手に入りしを治郎吉謝恩の意に厚きよの手にせず、此の布札を記念物として表装し、竊に之を神棚に掲ぐ、點燈獻水朝夕謝恩の禮拜を爲せしものなり、救免

人の心事察し得て餘ありと云はん
實驗上予は大赦の惠澤を確認す、愛は人の惡しきを念はず、人の罪を赦すは大慈善なるを認む、救恩に澤以し可憐の同胞が、朝夕は皇恩を謝し、皇室の万歳福祉を祈り奉る念願は、神の嘉納し給ふ事と思へり

予は此の觀察を有するが故に、當所保護出獄人の外、尙全國に涉り救免人十年後の成績を調査し、監獄改良の一針を供せんと思想したれども、細かに事業の性質を考究し至仁の聖旨を體し奉れば、斯くして調査するは至常ならざるを認めたり、今にして此調査を爲さんとすれば、救免人居住地の警察官によらざるを得ず、警官によれば内探とするも、彼等が十年前の非事を報せざるを得ず、然る時は之の爲めには、彼が今日の地位信用を傷くる場合なきを保せず、思ふに殺傷、放火、強盜の破廉恥行爲を世の忌避するは當然なり、社會制裁の進歩に従ひ、益す之を排斥するは社會の吉祥事なり、本事業は他の慈善事業と異り、假令其成績良好なりども之れを公に示す能はず、之れに反し不

良成績は一の逃亡、一の窃盜も悉く警察の手に掛り、所謂警察種の新聞原稿となり、原胤昭方の保護を受けたるもの云々、忽ち紙上に登れども、良成績者に至つては之れを世に示して、前科者大犯罪者なりと知らざば、交際者は如何なる感想をか懐かん故に警察官保護主管者の外は之を知らずして可なり、故に不良成績は小微も顯著、良成績は大なる程隠埋するにより、其真相は社會に認識せらるゝなし、當保護下の救免人に就て記すも今は

來の間には研究上學者教役者又は同情諸君の訪問せられし事多々ありしなり
出獄人保護事業は有要の社會事業なるも、計畫せらるゝもの未だ甚少きは遺憾なり現今全國に設立するは卅八年末調にて三十八ヶ所なり、内一年内に新被保護人數の最多は、當所の百十五人、之に次で救世軍の四十二人、廣島の三十一人、次は二十人以上、三十人以上八十人以下の者二十四ヶ所而て其創立は大赦以前に九、大赦當時に二、即ち

東京市中に在て軒を並へ、數名の雇人を使ひ商店を開けるあり、數名の職工を教へ工業を營むあり、家作持ちあり、請負業者あり、其家庭には妻あり子あり、多きは五人四人の子持ちあり、今にして之れに主人の舊非を知らずるは何の用かあらん、殊に其愛らしき子女に、父が此の醜點を知らしむるは忍びざる事なり、斯くして其人を抹殺するは、豈に大赦至仁の聖旨ならんや故に茲には當保護事業のみ擧げぬ、但し事業の研究上又は同情慰問のため、其人に親交するを望まると有志諸君には何時にても予は喜んで其人を紹介すべし、既に年

當所と三池、其他は三十一年以後の者なり
幸に當所は大方の賛助を蒙り、大赦當時設立し、十年間八百六十五人を保護するを得たり、唯胤昭の主管理不束にして、諸氏の芳意を空くする事多きを慚愧す、殊に戦時御多端の際、聖上 皇后兩陛下の厚き思召を以て、多大御下賜金の榮を蒙りたるは、誠に以て恐懼に堪へず益以て勵精事業に盡し、聖旨に報じ奉らんのみ
十年間之を經營したれども、幸に保護下の出獄人等能く勤勉し、自働自活の道を取りしにより、費金は左の如くにて足るを得たり

入(寄附金) 二〇、一六五、七四五圓
 入(雜收入) 四、一〇二、九六〇
 出(基金) 一、四四〇、〇七二
 (事業費) (指定寄附) 二、七八二、九三三

如上事業費の内建物機械等現在約一萬圓の財産あり、由て消耗したる事業費は、平均一ケ年約千二百圓なり、勿論業務は妻兒の補佐を得て、胤昭之に當りしのみ、一事務員も置かず、天佑は胤昭に賜ふに健康を以てせられ、十年皆勤、幸に一日も病臥せず一回の診察を受けず、十年を一日の如く働きたり、胤昭不敏何事も爲し得ざりしが、唯だ一事、一生懸命、此の可憐同胞に諸氏の芳情を分ち與ふるの務を執り得しは、胤昭の深く感謝する處、爰に謹んで本事業の概況を報し奉る

○監獄 丘道徹氏の光榮

丘道徹氏は下關分監監獄師として囚徒教養の傍ら出監人保護に任じ現に語接指導したる者其恩に感じ門下に入する者少からざることは屢聞く處にして昨年同氏の事業の一部を報道し置きたるが今回知事より左の賞辭を得たり

○青森縣の出獄人保護

青森縣に於ては出獄人保護事業に關する機關なく同地の渡邊典獄亦久しく之を憂ひつゝありしも時期未だ到らず同典獄も苦心を重ねたる末同縣知事に謀る所あり徳島縣に於ける町村規約の如きものに依り出獄人を保護誘導する方法を講ずること

に商議纏り昨冬十二月同縣知事は左の訓令を郡市町村役場及各警察署に發し一面典獄よりは各出獄人に關する參考材料を警察署長に通報すること、し着々効果を擧げんことに勉めつゝありと云

▲知事ノ訓令

社會ニ犯罪アルハ猶人間ニ病疫アルカ如シ病疫ヲ豫防シ根絶スルニアラスンハ人間福祉ヲ何ニ依リテ之ヲ求メン犯罪ヲ防遏シ禁滅スルニアラスンハ社會ノ安寧何ノ日ニ於テカ之ヲ求ムルヲ得ンヤ犯罪ハ社會ノ病菌ナリ之ヲ豫防救治スルハ人力ニ俟タサルヘカラス然ルニ一般ノ狀態ヲ查察スルニ犯罪ヲ厭惡スルノ情ニ強クシテ然カモ之ヲ豫防スルノ方法ニ薄キカ如シ犯罪ヲ絶對ニ豫防スルハ今日ノ社會制度ニ於テ望ミ難キモノコレアリト雖トモ之ヲ救済スルノ方法ニ於テハ蓋シ其術ナキニアラサルナリ其術タルヤ犯罪ニ依リ處罰セラレタルモノニシテ一定ノ刑期ヲ終ヘ出獄シタルモノヲ保護スルカ如キ寔ニ其一タリ現ニ我國ニ於テ免因保護會ノ施設セラレタル所少ナカラサルヲ見テモ亦以テ其例證ト爲スコトヲ得ルニ足レリ然レトモ免因

保護會ノ如キハ多額ノ費用ト適當ノ人物ヲ要スルヲ以テ俄カニ之レカ施設ヲ爲スコトヲ得サルノ事情アリ而シテ此事業ノ如キハ一團體ノ經營ニ屬スルヲ以テ社會一般ノ思想ヲ出獄人保護ニ向ハシムルニハ些少ノ間隔ナキニアラサルカ如シ免因保護ノ施設ト社會一般ノ思想ト相合致スルニ至リテ其成績ヲ顯著ナラシムルコトヲ得ルハ今更言ヲ俟タサル處ナリ竊テ我青森縣ノ狀態ニ付之ヲ考察スルニ從來免因保護會設置ニ付テ其沿革ナキニ非スト雖トモ中途ニシテ挫折シ杳トシテ今日其聲ヲ收メ居ルカ如シ如斯ハ頗ル遺憾ニ堪ヘスト雖モ亦速急其術ヲ施スヘキ好機アラサルカ故ニ此事業ハ將來漸進ノ計畫ニ譲リ今日喫緊ノ時務トシテ社會一般ノ思想ヲ出獄人保護ニ向ハシメサルヘカラズ凡ソ鄉閭ニ犯罪ヲ出スヘキ鄉閭ノ一大耻辱タリ鄉閭ハ一ノ團體ニシテ家族ノ一家ニ於ケル如シ誰レカ家族ノ窮厄ヲ見テ之ヲ救済スルノ情ナキモノアラシヤ然ラヘ鄉閭中憫ムヘキ犯罪者アルニ於テハ之ヲ救済スルノ道ヲ講スルハ其團體ノ名譽ヲ維持スル所以ニシテ又正ニ勉ムヘキ義務タラスンハアラ

ス仍テ其郷閭ニ長タル市町村長ノ如キハ勉メテ郷閭ヲ出獄人保護ノ思想ニ向ヘシメサルヘカラス犯罪ハ管ニ郷閭ノ名譽ヲ毀損スルニ止マラスマタ以テ其郷閭ノ安寧ヲ攪亂スル唯一ノ原因タリ出獄人ヲ誘導保護シ改過遷善ノ實ヲ擧ケシムルハ即チ自己團體ノ安寧ヲ保ソ所以ナリ此ヲ以テ免因施設ノ事業ニ先タチ郷閭一般ノモトハ無告無産ノ出獄人ニ對シ授業授産其他相當ノ保護ヲ與ヘ彼等ヲシテ頼ナキノ窮地ヨリ救ヒ良民タラシムルノ措置ヲ圖リ犯罪ヲ防遏シ郷閭ノ安寧ヲ保チ以テ社會全般ノ幸福ヲ増進スルコトニ勉ムヘキハ今日ノ一大急務ト云ハサルヘカラス

未丁年出獄者等ニ對シテハ一層ノ保護監督ヲ要ス各自協力盡瘁シ前文ノ趣旨ニ副ハンコトヲ勉ムヘシ
明治三十九年十二月四日
青森縣知事 西澤正太郎

出獄人保護準則

茲ニ出獄人保護準則ヲ制定シ以テ出獄人保護ノ思想ヲ喚起シ併セテ其ノ實效ヲ收メンコトヲ期ス殊ニ今日ノ社會ニ於テハ前科者ヲ蛇蝎視シ厭忌排斥シ又ハ父兄隣佑ノ監督至ラサル弊アルヲ以テ犯罪ノ原因ハ多クノ場合ニ於テ社會力其罪ニ坐セサルヘカラザルコト少ナシトセス故ヲ以テ貧困ノ爲メ犯罪ニ依リ處刑セラレタルモノ偶發的犯罪ニ依リ處刑セラレタルモノ特典ニ依リ出獄シタルモノ及

第一條 本則ハ出獄人ニ對シ保護監督ヲ加ヘ改過遷善セシムルヲ以テ目的トス
第二條 本則ニ依リ保護監督ヲ加フルハ罪犯ニ依リ處罰セラレ一定ノ刑期ヲ終ヘ又ハ特典ニ依リ出獄シ本縣内ニ居住スルモノトス
第三條 市町村長ハ部内一般人民ヲシテ安リニ出獄人ヲ厭忌シ之ヲ顧ミサルカ如キ風習ナカラシムルニ勉ムヘシ
第四條 市町村ニ歸任又ハ寄居スヘキ出獄人ハ豫メ所轄警察官署ヨリ其氏名住所年齡性行特長及ヒ領置金等ヲ第一號表ニ依リ其市町村長ニ通知スヘシ
前項ノ通知ヲ受ケタル場合ニ於テハ市町村長ハ其通知ニ基キ出獄人保護臺帳ヲ調製スヘシ
第五條 市町村長ハ第一次ニ出獄人ノ父兄親屬第

二次ニ隣佑ヲシテ保護監督ノ任ニ當ラシメ第三次ニ郷閭一般ヲシテ保護誘導ニ努メシムヘシ
第六條 市町村長ハ必要ニ依リ出獄人ニ對シ職業ノ紹介ヲ爲スハ勿論部内公共ノ勞役ニハ勉メテ之ヲ使用シ警察官ヨリ協議アルトキハ之ニ應スヘシ
第七條 市町村長ハ出獄人ヲ監視シ懶惰又ハ不良ノ行爲アリタルトキハ戒飭ヲ加フヘシ
第八條 市町村長ニ於テ出獄人ノ領置金ヲ受ケタルトキハ勿論勞働金ノ殘餘アルトキハ本人ニ說示シ之ヲ郵便局若クハ貯金機關ニ預ケ入其預金帳ヲ保管スヘシ
第九條 出獄人ニ於テ貯金ノ拂戻ヲ請求スルモノアルトキハ天災事變其ノ他特別ノ事由ニ依リ止ムコトヲ得サル場合ニアラサル限りハ之ヲ許スヘカラカ若シ止ヲ得ス拂戻ヲ爲サントスルトキハ所轄警察官署ト協議ノ上之ヲ爲スヘシ
第十條 市町村長ハ出獄人本縣内移轉ノ場合ハ第一號表ニ依リ一切ノ事項ヲ記載シ若シ貯金アルトキハ其ノ預金通帳ト共ニ先行地所轄警察官署

ニ送付スヘシ
前項ノ場合ニ於テハ所轄警察官署ハ更ニ居住地ノ市町村長ニ之ヲ移付スヘシ
第十一條 他縣ヨリ移轉ノ出獄人ニシテ通報ナキ場合ト雖トモ之ヲ認知シタルトキハ本則ニ依リ保護ヲ加フヘシ
前項ノ場合ニ於テ其ノ服役シタル監獄ノ所在ヲ明カニシタルトキハ典獄ニ照會シ其ノ年齡本籍性行特長等ヲ調査シ置クヘシ
第十二條 各市町村ニ於ケル出獄人及ヒ其ノ成績ハ所轄警察官署ニ於テ第三號第四號表ニ依リ調査シ毎年三月六月九月十二月現在ヲ以テ翌月十日マテニ之ヲ知事ニ報告スヘシ
第十三條 所轄警察官署ハ出獄人ニ對シ間接視察ノ任ニ當リ其ノ保護ニ就キ市町村長ニ助力スヘシ
第十四條 郡長ハ出獄人ニ對シ間接保護ノ任ニ當リ町村長ニ相當ノ援助ヲ與フヘシ
第十五條 市町村長警察官署ノ一方ニ於テ保護監督ヲ加フルノ必要ナキニ至リタル出獄人アリト

一 備考ニハ保護監督及視察ノ狀況意見其他參考トナルヘキ事項ヲ記載スルモノトス

(第四號表) 出獄人貯金高報告

受入ノ部

一金

內譯

何月ヨリ越高 何某外何名分

何某外何名貯金高

何某外何名管外移轉受入高

何某外何名縣外移轉受入高

何某外何名利子受入高

支拂ノ部

一金

內譯

何某外何名保護ノ必要ナク

又ハ改悛者ヘ下渡

何某外何名管外移轉ニ付通帳轉送

何某外何名縣外移轉ニ付通帳轉送

何某外何名正當費用支拂ノ爲下渡殘ノ部

何年何月末日現在高

右及報告候也

明治 年 月 日 何警察(分)署長
青森縣知事宛

雜 錄

○丁未課筆

實行の不可能にして必ずや三日坊主の運命に終はるべきは分かり切つた滑稽なれども今年、取つ四十五歳の分別頭に浮び出でたる事の品々、一日一行にても豫定の如く書き續け得たらんにはそれを己れに取りては臍の尾を切つて以來の未曾有の大成功とも謂つべくマア物は試めしだ遣つて見ると云ふ位の所が本書執筆の要旨なり

丁未元旦 岳 洋 生

一月一日

新年早々から苦情を言ふでも無いが舊臘巢鴨監獄に眺へた書棚と鼠入らずの茶棚とが出来て來たの

で書棚の方は早速、書齋に据へ付けさせ主人公、半日の時間を費やして書籍排列の勞を取つたは宜かつたが書棚に塗つた漆の乾きが不十分であつたが爲めかそれとも漆の質が悪性のものであつたが爲めか漆毒忽ち主人公を侵し翌朝になつて見ると兩の臂及び腕から胸と背部にかけて一面の吹き出ものにて苦痒言ふべからず醫療をさへ仰々の必要に迫まり、幸に發熱もなく缺勤するまでには至らざりしが前後五日間計りは人前を憚からざるを得ざる人知らぬ苦痛に煩悶せしこと是れも蓋し監獄作業に對して平生惡まれ口を叩ひた酬ひにもあらんと諦らめはせしもの、

一月二日

諦らめ兼ねしは主人公に後るゝこと一週間餘まりにして而かも忙しい暮の三十日の朝頃よりして下婢の一人が茶棚の漆毒に中てられ大晦日には既に面部を冒して見るから氣の毒かる相貌に變化せしめられたること是れなり、彼れは之れが爲めに彼れが待ち焦がれし元旦の晴衣をも更ふるの力なくして彼れの狭き寢屋に終日泣き暮らしぬ、彼は我

が家庭に於ける最も賑やかかるもの、一人にて彼れあるが爲めに我が家庭には笑ひの聲を絶へず、苦が虫嚙み潰したらんが如き顔の主人すらも彼れの前には微笑を含むを禁ずる能はざる程なり、一夜明けなば加留多もせん追羽子もせん、笑ひの限りを盡してあらゆる福の神々を招き寄せはやなど幸多き年の門出の元旦を祝する日論見の數々、彼れ一人の病めるが爲めにすべては皆畫餅に歸し新年の我が家庭は彼れの爲めに否な彼れを咒ひし漆毒の爲めに否や我れの眺へし茶棚の爲めに例年になくいともシメやかに寂しかりけることにてありき、酬ひは我れ一人にあるべきを、我れに贖らすして尙ほ罪なき下人に及ぶ否な我れの家庭のすべにて殃ひす、何ぞ其酷かるや、

一月三日

二

監獄に於ける作業主任の當局者は監獄の製作品に對しては最も周密にして且つ親切なる注意と監督とを加ふる所あるを要す、製作物は自己の店頭に於て販賣するものなりとの心得なからざるべから

ず、我が家庭に於けるが如き出来事が若し學校殊に小學校又は女學校に生じたりと假定せば如何

三

酒盃之銘

ウエーメル

破壊は此器の内に棲じ

窮乏は其底の上に漂ふ

其泡立つ音に墮落の聲を聴け

死の神は其縁邊に舞踏しつゝあるに非ずや

Zerstörung, haust in diesem Scherben;

Auf seinem Grunde schwimmt die Not,

In seinem Gri Schäume spricht Verderben

Und auf dem Grunde tanzt der Tod.

一月四日

(F. W. Weber)

四

新年の賀状は端書に限る、御本人の宿所を記るし
たらんには更に妙なり、慾を言へば繪葉書だが是
れは容易に實行し得らるゝことでない、今年貰つ
た年賀状の内で封筒の一番大きいのが宇田徳正君
一番小さいのが鈴木純一郎君、一番早く着いた

五

此冬は歐洲到る所に大風雪の爲めに汽車衝突の災
害が頻々たりとのことであるが天災は致し方も無
いとした所で今日の新聞に掲げたるルーター電報
に依ればスコットランド、アープロースに於ける
汽車衝突に關し乗込みの濱關師は酩酊して發車せ
しめ不注意なりとの廉を以て捕縛せられたり云々
とある、貴重なる多數の人命を預かるべき重き責
任を有する機關師の身分をも顧みずして酩酊とは
實に不埒極つた咄であるが幸にして斯ふ云ふ不始
末が容易に現はれぬだけのことであつて酩酊とま
では行かぬでも飲める口なれば風雪の烈しからん
殊に夜行などの場合には勢ひ一盃の酒に勇氣を藉
りんと試むるに至ること得て有り勝ちのことなる
べく一盃が二盃、二盃が三盃となるは酒客の常に
して其結果の終に酩酊の程度に至らんこと亦理想
像するに難からず、若し夫れ此内幕を知らば我々
は殆んど安んじて汽車汽船の旅路には上ばりがた
き感なきを得ず、是れに就て憶ひ起すは先頃、獨
逸に於ける鐵道官吏の間に結ばれたる禁酒同盟會

のが金澤の小泉角五郎君から寄せられたので早い
も早いが舊臘の二十九日の朝であつた、文字の大
きいのが荒川義太郎君、小さいのが原田十衛君、
最も意匠を凝らしたる立派の繪葉書は古在農學博
士、之れに亞ぐは同じ西ヶ原の本多蠶業講習所長
の出品である、古在とあの繪葉書、定めに不可思
議の「コントラスト」では無いか、是れは思ふに僕
が曾て博士を強制して理髮店に引つ張り込んだこ
とのあつたと同じ傳で誰れか側の者が博士を文ら
んが爲めの目的から智慧を絞つて遣つたものと見
へる、惡筆ではあるが御自身の署名は頗る珍とす
るに足るべしである、蠶業君の方は繪葉書に對し
て氣後れのしたものと見へて署名を代筆させて居
るのは聊か卑怯の感なき能はずである、が、惡筆
を自覺して居るかと思へば沙らしい所もある、例
年にも善く有ることではあるが旅館、書林、學校、
商店等を別として全く見識りも心當りも無い所の
個人から寄せられた賀状が五六通ある、精々詮議
を盡して其厚意を空ふせざらんことを努むべしと
思ふ

の美譽是れなり、本會は始めは一部特志者の任意
的規約たるに過ぎざりしが當局上司に於ても大に
其必要を感ずる所ありて半ば強制的に其加盟を奨
勵し且つ特惠を加ふる所ありたるが爲めに加入者
の數も漸次、其増加を見るの傾向ありと云ふ（一
九〇四年創設シャルクの驛長ボツクホッフ氏之れ
が會長たり）交通機關を利用するの必要日に進み
同轉數と共に其速力をも益々増加迅疾からしめん
ことを努むる今日の場合、鐵道官吏の責任の益々
其重きを加ふるに至るべきは勿論にして世人の當
該官吏に對して其熟練と其注意と其忠誠實實とを
要求するの念は益々、切ならざるを得ず、彼れに
して若し其責任の重きを自覺し進んで皆禁酒同盟
會の人たるを得るに至らば世人は如何に深く彼れ
に感謝を表し又如何に厚く彼れを信頼せんと欲す
べきや、蓋し自信ある眞面目なる禁酒家にして始
めて能く其熟練と其注意と其忠誠實實とを全ふす
べき資格を具備し得べければなり
此鐵道官吏に對するの希望は余の常に繰り返へし
て我が同僚に希望する所なり、然かも余は不幸？

にして禁酒を口にするの資格を有せず、何となれば極端なる先天的下戸なればあり、去れど幸にも余が同志の内には真木君、有馬君偕は近角君の如き性來酒客たり得べき若くは嘗ては酒客の列に加へられし所の諸君ありて躬に禁酒を實行せらるゝのみならず進んで其必要を唱道せらるゝあり、諸君の勞空しからず近時、我が同僚社會に於ても年々禁酒家の増加を見るの傾向あるに至りたるは斯道の爲め洵に喜ばしき現象なりと謂ふべし、

六

一月一日を期して監獄協會に於て在京僚友の名刺交換會を聞くこと既に五六年以來の慣例なり、本年も亦た例に依て之を開き石澤翁を始めとして僚友の會するもの百以上に及び和氣藹々の間に互に新年の辭を交換し例の如く勢ひ善き高調を以てせる石澤翁の音頭の下に、兩陛下の萬歳を三唱して目出度く散會せり、席上偶々辨當に對する苦情を訴ふる者あり（會費二十錢と聞ては苦情も言はれた義理ではないが）藤澤典獄の辨疏に曰く少額なる會費の範圍に於て一本の正宗と一人前の辨當と

を賄はんと欲す、辨當の粗末ならざるを得ざるは勢のみ、幸に從來の經驗に依れば年々酒を用ふる者の少きを加へ昨年は一昨年に比してより多くの殘酒を生じ今年はまだ昨年に比すれば費す所、更に少量なるを見るが如くなるが故に來春こそ大に酒に節し得べき所を以て辨當の費に補ふの趣向を凝らすべし云々と亦た以て我が僚友間に禁酒家少くも節酒家の年々増加の傾向を現はすに至りたる事實を證明するに足るべきなり

七

早稲田文學、本年一月の卷に綱島梁川氏の「偉大なる凡人主義」と題する一文がある、今しも通讀し終つた所であるが前半の雄渾綽爛なる割合には後半に至つて聊か龍頭蛇尾の憾なき能はずである、併し文章の骨子は前半に非ずしも後半に存す、快感や禁する能はざる多くの警句の中に就きて殊に幾度び繰り返へして讀んでも味の益々深きを覺ふるは

能あり、縱令ひ盛徳の君子は得て期すべからず

一月五日

とせんも我等は尙は大愛の護念の下に日に新にして又日に新たなるの境地を拓くとを得べし、農夫は耒耜を執りながら善人たるを得べく商估は簿書牙壽の間に善人たることを得べし、鍛鐵砧邊に剛健なる人格のひきを聞き煤烟堆裏に醇美なる品性の光を見る、彼等は草莽の間、市塵の中において世の勢利聞達を求めず、而かも

日々新聞の近事片々子謳ふて曰く「青年の病弊、煩悶に非ざれば自暴自棄、戀は追分、右は華嚴淺間街道、左は魔窟監獄道」と僕も嘗て同じ旨趣を言ひ現はそふとして句を煉つて見たが此方が垢抜けして移りが善いやふに思ふ

九

とづくともなく我れを圍繞せる天地の大光に一身の運命を托して悠々として日常の業を執る、世にも美しき隠れたる偉人ならずやの一節である、此處まで來たら最ふ一步のことで末燈抄に所謂「故法然上人は淨土宗の人は愚者にありて往生す候ひしことをわしかにうけたまはり候へし上にもおぼえぬあさましき人々のまゐりたるを御覽しては往生必定すべしとてゑませたまひしをみまいらせさふらひき、文沙汰してさぐらんぞたしかにうけたまはりき」の進境に臻り得らるべしと思ふ

今日は印南君が家族を纏められて赴任の途に就かるゝと云ふことであるが生憎く昨日來流行のインフルエンザに犯されて悪寒と頭痛とが甚しく君を新橋に見送ることの出來ぬを甚だ遺憾に思ふ、君と僕とは職務上の經歷に於て骨肉の兄弟も嘗てらざる深き關係のあることは自他の認むる所なるが學派の系統に於ては幾分かまた毛色の相異なる點もなきに非らず、是れは君が主として亞米利加に學び僕が多く獨逸に負ふ所ありたる自然の結果として止むを得ざることである、僕だからとて言つて決して亞米利加主義を絕對に否認する者で無いのみならず其刑事制度に於ける新鋭剛健の斷行力に

對しては敬慕欽羨の情を禁ずる能はざるものゝ一
人であつてと云ふかして其學風の或る程度までは一
日も速かに我國にも移植せらるゝに至らんとを希
望する次第である、丁未の新年を迎へたる今日以
後の印南君は最ふ筆又は口の人に非ずして責任あ
る實行の當局者である、我が今日の國情及制度に
照して之を見れば所謂亞米利加流なるものは筆又
は口の人に適して實行家に相應する能はざることが
多い、此邊の消息は君も亦た精はしく承知せられ
て居るところであらふ、併し君よ決して失望すること
を休めよ、君の管内には君が久しく「少年保護の國」
と稱せしめし (Man nennt die Union das Land der
Jugendhubsorg) 亞米利加に在てレヲナード、ラン
ダル、スコット、バロース、ハンダアソン、ワインス
等の名家に就て學び得られたる教養主義の行刑法
を實際に運用し得べき沼津幼年監と云ふ屈強の寶
庫がある、君が理想を現實ならしめ得べき「ラボ
ラトリウム」は君の前に捧げられて君が縦横の
手腕を揮ふに任かせてある、感化教育と行刑教養、
其分界の頗る曖昧模糊たるを免がれざるの今日

功勞は功勞として他に之を感謝表彰するの道もあ
りぬべきに、況して斯道に左までの造詣もなき青
書生の一外國人に於てをや、帝國の監獄事業がこ
んな男の力に誘かれたとあつては殊に外國の參觀
者などに對して左様に誤解せらるゝが如きことが
あつては對面上、甚だ面白くもなき感あらざるを
得ず、ト言つて余は故ゼーベンハ先生に對しては
常に滿腔の敬意と感謝とを表して其不朽の成績を
認むる者の一人であると云ふことを打ち消さんと
欲するには非らず

一月六日

十二

書ける筆を持つて書くことの嫌ひなのが眞木君と
山上君である、眞木君は謹厚に過ぎ山上君はどち
らかと言へば放任の方である、僕の如くに所嫌は
ず遠慮なく書いたり喋舌つたりするが爲めに時々
漆かぶれなどの禍ひを蒙むる者に比すれば遙かに
上乘の策を得たる方には相違ないが及ばざるは猶
は過ぎたるが如し、年の茲に新たなるを好機とし
て最ふ一と涯、監獄雜誌の光彩を輝かす所あらん

にあつて君が手腕は必らずや其間に劃然たる旗色
を明らかならしむることを得ん、我が同人の君の
前途に嚙望する所のものや蓋し頗る多大なり、君
今や多くの望と大なる抱負とを齎らして其得意の
任に就く、前途の成功は期して俟つべきものある
を信ず、謹んで此を以て君を送るの辭ばとす、

十

吾が親しき友にて日露戦役の半ば以前より病氣の
爲め退役して京都に隠棲せる軍人あり、今は風流
三昧に靜養を専らとしつゝあるが其送り越せる賀
狀の句に

彼れ大勳位我れどてら着て今朝の春

身を軍人の境遇に置いて始めて句の真味を味ふこと
を得べし

十一

典獄室又は應接所の監獄否な國家の公堂の一たる
べきは言ふを俟たず、されば相當に其威嚴を保つ
の工夫なからざるべからず、然るに往々にして此
公堂の内に麗々と外國教師などの寫眞額の類の掲
げられあるを見るは心得難きことなりと謂ふべし
が爲めに兩君の奮勵一番せられんことの希望を呈
すると共に濟々たる斯道の多士に對しても一層多
く且つ切實に該雜誌を諸君の機關に活用せられん
ことを望む、雜誌に對するの非難は是れ諸君に對
するの非難なり否な斯業に對するの侮辱なり、ト
言つて僕の編集主任としての責任を諸君に嫁せん
と欲するには非らず、諸君が奮へば僕も亦た大に
發奮する所あるべきを改めて此に誓ふ

十三

日本に有つて外國に無いのが囚徒逃走罪(外國に
於ては協力破獄等の場合を別として單純なる囚徒
逃走の行爲は罪とならぬ、從て唯だ重き監獄の懲
罰處分に止まることになつて居る)日本に無く
外國にあるのが軍隊の監獄警備、我れに軍隊警備
の不必要を示すは外國に對して我が監獄の誇りと
するに足る所なるが之れに反して獨り我れに囚
徒逃走罪の存在を見るは當に監獄の不面目である
のみならずまた我が刑法の幼稚なるを自白するも
のであると思ふ、監獄が改良せられて當局に其人
を得るの結果は微々たる一四人の力に頼つて如何

にもがけばとて逃走などの目的を達し得らるべき筈のものではない、即ち事實不可能なる行爲に對して刑の制裁を設くるの必要なき所以である、假りに萬一の虞ひあるを慮るにした所が單純の逃走は或る意味に於て人として待たるべき囚徒其れ自身の自衛權の行使である、逃走者の親族にして逃走者の利益の爲めに之を藏匿若くは隱避せしめたる者は其罪を罰せずとあつて既に彼れの利益を保護する親族の行爲を罰せずと定むるからには彼れ逃走の本人が己れの利益を保護するが爲めに保護し得らるべき機會、換言すれば國家の盡すべき義務の弛怠に由て偶生したる天與の機會を利用したる言はゞ人生の自然に基く社會的普通の行爲の如きは尙ほ更ら之を刑法上の不問に付するが法理に適したることと思ふ、顧みて之を支那に見よ、支那に於ては囚徒の逃走罪を罰するに今尙ほ死刑の極刑を用ふと言ふ、是れ蓋し止むを得ざるの必要に出でたるものなるべく以て其監獄制度の如何に不完全の甚しきを知るに足るべきなり、死刑と一告するを怠らざる所以のもの、今更らながら深く年以下の懲役（改正案）とは固より同日の論に

事界の前途に對して希望する所のもの多きが中にも願はくは本年と云ふ本年こそは全國百二十有餘の本分監を通じて一件の逃走事故だに絶無なるの美績を擧ぐるに至らしめられんことを

因みに舊臘市谷監獄の肥後二課長の來訪に接し談、偶ま囚徒逃走の事に及ぶ、二課長の曰く本年一年を通じて幸に一件の逃走事故をも生ぜざるの成績を見るを得たり、斯くの如きは我が市ヶ谷に數年以來、未だ曾て見ざる所なり云々と類々しと稱せらるゝ市谷にして尙ほ此成績を得たりとからば余が本文の希望は必ずしも空望に非ざるべきを信ずると共に市谷當局者に對しては斯道の爲めに深く其勤功を謝し併せて昨年の成績を以て將來に於ける毎年の定例たるに至らしめられんことを切望す

十四

本を讀んだり物を書いたりすることの出来ること出來るとは時の有無や業の繁閑には關はらぬものであつて氣の向くと向かざるが最も重なる原

囚をなすものであると思ふ、忙しいと云ふことは畢竟懶惰者の口實たるに過ぎぬ、氣さへ向けばとんかに忙しくても讀書執筆の餘地は綽々として其間に見出し得らるべきものである、

○獻立之說

園 權 一

監獄に於ける行刑上最も留意すべき事項は何なりやと問はゞ恐らく菜の獻立に如くものなかるべしと信ず古語にも食は人の天なりとあり日常獻立の面倒にして調理の煩雜なるは家庭の主婦が常に困む所あるが如く多數の人類を拘禁する監獄に於ては此事更に一層大なりとす然れ共實際を見れば此重要な問題も往々等閑に付せられ粗は一定したる獻立を二日目乃至三日目に繰返されつゝあるなり

予輩は確く信ず監獄行刑上諸般の事項は總て獻立の如何に關係あるものなること恰も胃が身體各部の機關と相關係するものあるが如きを、獻立其宜しきを得れば健康を増進し心意を愉快にし勤作を

活潑に獄則の謹守も作業の勉勵も改悛の念慮も一に獄立の如何に因るなり卑近なる例を採て之を見るに吾人が終日公務に服し退廳の折と共に若皇家路に飛ぶが如く歸るは何ぞや一日の慰安を得んが爲めなり或者一杯の酒に陶然として一日の勞を忘るることあるべく或者一家團樂して愉快に晩食を終るものあらん然るに内君、良人の爲に其好む所を調べず豆腐汁位を以て晚餐の料とせば則ち如何必ずや不滿の色あらん而も内君是を之れ察せず己が欲する衣服調度の類を乞ふことあらんか一言の下に否認せらるゝや知るべきなり監獄の獄立も亦た之れに同じ囚人と雖も日毎の勞務に對しては相當の慰安なかるべからず慰安なきものは希望なく希望なきものは死物なり安んぞ活ける囚人あらんや

夫れ監獄には積極消極二様の働あり積極に在ては紀律の強制となり作業の督勵となる消極に在ては衣食の給與となり教誨教育となる積極は絶対に之を強行服従せしめ消極は隨時に之を慰撫誨育す前者は苦きことドラニの如く後者は甘きこと蜜の如らば彼等も何等の不平なく教令の儘に服従するに至らん

食は人類の必要條件あり大にしては國家の元氣に關し小にしては其人一己の動作に影響す元氣あるものは身神共に健全なり健全なる精神は健全なる身體に宿る身體健全ならざれば精神健全なるを得ず活潑なる動作は又た健全なる身體より出づ身體健全ならざれば動作に活氣なし故に彼等の健康を増進し心意を健全ならしめ動作を活潑ならしめんと欲せば宜く菜の調理に注意せざるべからず夫れ刑罰の苦痛は身神共に健全なる囚人に加ふるに於て始めて其效力あるものにして顔色憔悴形容枯槁せる囚人に對しては多少之を緩和せざるを得ざるが爲に其效力の大部分は減殺せらるゝに至るを免れざるなり

抑今日各地方に於ける獄立の状況を視るに人情風俗の殊なるあれば一概に斷言し難しと雖も概説すれば朝は味噌汁を隔日又は三日目に輪換し晝若くは夕の内其一には煮菜類を給與し而て其一方

し此二者相倚り相待ちて一の刑罰を成す二者其一を缺くも既に刑罰あらざるなり紀律は監獄か囚人を強制する本然の權利にして衣食は監獄が囚人に給與せざるべからざる當然の義務なり操縱活殺寛嚴離合、獄則教令は秋霜烈日の如く飽まで峻嚴に之を勵行すべく給與慰撫は萬籟靜寂洋々たる春海の如くなるべし唯夫れ然り然れども此二者の相分るゝ點は那邊にあるや俄に斷じ易からず茲を以て見れば窮極するに監獄は吏員と囚人との持合世帯なり囚人に不平あらしめては監獄の目的立たず囚人も亦た人なり其日々の勞務に對しては慰安をかるべからず代償なくして之に紀律を守るべしと論し科程を了へよと迫り教誨を謹聽すべしと強ゆるも前述の豆腐汁の例と一般にして畢竟するに徒勞に歸せんのみ、與ふべきものは先づ之を與へ取るべきものは之を取らざるべからず換言すれば衣食には吏囚の別なし要は人道の本義に鑑み可成彼等と接近し其希望を容るゝに吝ならざるにあり斯くの如くにして監獄は彼等に對する義務を履行し而て後に其欲する處の紀律を強制勵行すべし茲に至

は年中通して胡麻鹽澤庵若くは味噌汁を給與しある向多く千編一律其間毫も調理の變換あるを見ず故を以て囚人も能く其獄立を暗んじ次に給與せらるべき菜を推測して誤らず又病菜は多くは常菜と同一にして只其品質の固さか若くは不消化なるかの場合に限り比較的柔く咀嚼し易きものと取替ゆるといふに過ぎずして營養上には格別效能ありとも思惟せられず價格に代ゆれば常菜よりも却て少額なる場合あり畢竟斯く成り來りたる原因は獄立の面倒にして其組合せ品の購入等に不尠手數を要するに因るものなるべし而して又一面には獄立擔當者は何れも獄立調製の煩累を難して止まず子の知人某なるものあり曾て看守を奉職したるとあり兩三年前再び某監獄の看守となり(目下は在職しあらず)二三ヶ月を経て用度の炊事擔當とな

れり一日予が家を訪問し雜談の末謂へらく「一體司法省から出た獄立表は餘少程閑人が拵へられたものと見へて其骨の折れること、云つたら話にならませんアレは屹度監獄の事かどには餘り經驗のない人のやつたものと見へます」とて何氣なく物

語りたるも其氣煩燥にして當るべからざれば予は只だ苦笑するのみ多く語りざりき想ふに各地の獻立擔當者も恐らく彼の看守と同一の感を有する人あるべしと信ず然れども物各其必要より生ず獻立表は吏員が調製上の便益を圖るが爲に設けられたるものに非ずして全國幾萬の在監人を目的としたるものなれば獻立表の調製を以て簡易至便と喜ぶものあらば其反面には獻立の不良に響登する幾多の囚人あることを知らざるへからず一人の満足は到底千萬人の不満と比較し得べきものに非ざるなり

然らば獻立は如何にせば可なるや一言以て之を掩へは三度か三度彼等の爲に調理の心配をしてやると云ふに過ぎず一錢五厘の菜代を一錢六厘とし八厘とし二錢として給與するは至難の事に非ず幾分改良の效あるべきも歸する處は現狀と五十歩百歩の論のみ誠意の籠らざる菜は眞正の菜とはならず彼等の魚肉に渴すること俄へたるが如しとは云へ三度が三度魚肉のみ給與せば彼等も響登せん凡そ朝晝夕の三食は單れ口腹の慾を充する爲に給與す

し實務家各位の高教を仰ぐ

一 獻立は何れの箇所にて調製するを適當とするや此點に付ては各監何れも從來の慣例あり俄に變更し難しと雖も用度は炊事以外に種々の用務多く廣く品々を組合せて獻立するの時間に乏しきと(分監は別なり)一は囚人の嗜好(獻立に對する囚人の評判)等聴取りの不便なるに由り大體は炊場にて爲さしめ之を用度に受けたる後調査し決定する方可ならんか

二 炊場受持看守の選擇は極めて重要なり相當の年齢に達し子女あるものにして斯の道に堪能の人を可とす壯年者は不可なり

三 炊夫も亦た食を調ぶることに堪能なるものを以て選擇條件の一に加へざるべからず何れか云へば田舎生れの者よりは町のものか巧者なり町生れの内にても土方木挽米搗等力業したるものは不可なり

四 菜は美きを尙ふとは云へ只れ美味なるのみにても不可なり冬季の如きに至ては冷へしめす熱くして食せしむること又極めて肝要なりとす冷

るものに非ずして三度が三度其皆な殊りたる意味あるなり此意を諒らずして調理をなさば菜は無意味のものに歸す面倒を厭はず煩累を避けず常時轉換調理の方法を考案し一意唯だ彼等が健康を圖るが爲に彼等が終日の勞を慰するが爲に食を調ふること恰も家庭の主婦が職業に出でたる良人の歸宅を迎ふるにあるが如き心持を以てすべきなり真心さへ籠らは何者か感謝せざるべき誠心の前に惡魔來らず誠意の許に嘲罵なし例令給與は薄くとも心は厚き食を調べ一日の勞に酬ゆとあらば必ずや彼等は喜色満面衷心感謝の意を表し舌鼓丁々樂し氣に食事を了へ真心より箸を戴て叩頭するに至らん此心ありて始めて紀律も守るべく作業にも勉勵すべく教誨をも謹聽すべきなり

以上在所思を敷衍し併せて希望の要旨を左に摘記

へては美味も甘からず折角の厚意も無になることあり

五 病菜は特に注意を要す而して價格は凡を平四の倍額位を目安として給與せば可ならんか
六 増菜は時局以來幾分減額し中には二三厘位にて仕賄ふ向もある様なれども之は矢張規定額の邊にまで給與する方可ならんか

七 職員中日々の獻立を承知せざる向もあり仍て是等記憶に便せしめんが爲め會議室に前日本日翌日の三ヶ日の獻立を掲出せば如何にや愚案にては縦四寸横三寸位の塗札(上部に調理別を下部に組合せの品目を記入す)を一日三枚三行に掲げ(三ヶ日の上部に日付の小札を懸げること必要なり)順繰りに日々轉掲し而して一面記入し行けば左したる手数を要せずして記憶に便するに至らん病菜増菜も右の札の一部を割て朱記するか又は別に掲出するか開は便宜なり又た教誨師には從來獻立表回覽の必要なしとて除外せる向もある様なれども多少教誨上の参考に資する場合なしとも限らざれば回覽する方可なら

んか

八 普通一般に朔日十五日など云ふ日には總菜に多少色合ひを付ける風習あり監獄にても可成之等と歩調を一にし幾分良好のものを給與する方可ならんか

九 獻立は囚人が豫知し得られざるを以て上々々す天機は不可漏ア一又たアレカと判つては仕事に張り合ひなきものぞかし

十 調理には努めて念を入るゝを要す「多人數の事ゆへンンな事は出來ん」囚人が食ふのだ「でもよい」など云ふ理屈はあるべきにあらざる事には吏囚の別なし器物は勿論芋大根等土砂の洗落しより皮の剥き方に至るまで随分手をかけ調理せしむるを肝要とす(魚類も可成腸を去り)又た切り方にも注意を要するなり魚類肉類の如き比較的高直のものは從來とても注意しあれども芋牛蒡の類に至ては只だ早きを尙び切り方に注意せざる向多し大小不同はヒガミ根性の基ひ避けざるべからず

十一 食事中殊に夕食の際には最も愉快氣に食を取

と肝要なり

十六 一本の大根と雖も調理の方法如何に依ては随分數多く使はるゝものなり然るを單に煮て食はするのみにては徒らに天與の美味を棄つるに等し料理は爾く究屈のものにあらず

十七 一錢五厘の菜代を如何に配分して給與せば適當なるや一概に論ずる事を得ざれども先づ就役日に在ては晩食は最も貴重のものなれば之に日額の半(或は夫以上に)を充て残りの半額の三分の二位を朝菜に用ひ其残りを晝菜とせば可ならんか但し晝菜は毎日不良には限るべからず殊に祭日等は晝菜に最良のものを給與する方適當なりとす

十八 衣食に關しては上來の如く注意を加ふると同時に一面積極的の紀律は愈益勵行するを要す是れ監獄の本領なり甘ひものも與へず紀律も勵行せざれば文明國の監獄にはあらず舊幕時代の牢屋あるのみ之と同じく甘ひものは給與し而て更に紀律の勵行かくんば監獄とは謂ふべからず大なる下宿屋と擇ふなきなり

らしむること肝要なり一寸した事を叱り付け又は配食の時などに土足の儘にて無造作に測歩し又は痰を吐く等凡て人の嫌やがる事をするは堅く禁物なり

十二 手間を省くか又は便利なる炊具あらば調へるも可なり下らぬ器具備品の類を調ふるよりも此方遙に利益ありとす

十三 味噌を摺らすして給與し若くは摺ることも流さずして給與するは宜しからず炊務主任は宜しく「我物と思へば輕るし率の雪」なる雅量なかるべからず

十四 齒を損せる者に給する菜も注意を要す若し最初より別菜を給與するならば本菜と價格の匹敵するものを給與すべし取替菜なりとて實質の劣等なるものを給與する謂れなし

十五 凡そ菜は品物の取組、調理の方法、鹽梅の加減、食ひ時の遅速如何等に依て美どもなり不美どもなる就中鹽梅は重要なことなり從來監獄の調理には一種特別の習慣ありて鹹きを喜ぶもの、如きも可成普通の調理法に接近せしむること

序に附記し置度きは三十八年度食料表の決算額に依れば各地(全部にはあらず)何れも菜代指定額の幾分を剩しあることなり指定額は指定一杯にまて給與し差支なきを右の如く一割位宛尙給與の餘地ある向あり舊臘國家醫學講習會の講習を了り本省に會合せられたる監獄醫各位の協議會問題の宿題なるものを聞くに「現行の菜代は保健上適當なりとするか」云々の問題ありしも右は畢竟主管を異にし事情不通の爲に起りたる事と思料せらるゝを以て將來は可成用度と醫務所間に於て相談を付け給與せられたき事なり又た菜の分量も各地甚しき不同ある事なり之は監獄にては調査の行届き難き事にして本省に於て目下調査中の由なれば全部調査済の上は執務上參考ともなるべき面白き表の出來る事ならんと信ず又た獻立表の調理別中煮付と煮菜と二者区分しあれ共各地の獻立表を見れば此二者混同せらるゝ向多き様かり煮付とは一口に云へば魚類又は之に野菜類を入れて煮付るを謂ひ煮菜とは俗に謂ふ精進物の事なり區別せられん事を希望す又た味を付ける鹽梅品即ち煮干若くは鰹

節の類を汎例第七に依り魚類と心得獻立表に朱書する向もあれ共右は要するにダシに使用したるものにして魚肉類として給與したるものに非れば矢張墨書する方可なりと信す

○凍傷豫防の實驗

岐 阜 瀧 峯 一

西田監獄醫の凍傷豫防法に就ての話がありました私が私は蒲柳の體でありながら、去る二十七年三月、召に應じ、殆んど二年の間、征露の軍に従ひまして、滿洲の野に於て、氷雪の間に轉戦し起臥し、克く零度以下二十有五六度の酷烈なる寒氣に堪へ殊に一度も凍傷さては風邪にも冒されませぬでした、それは實驗上手足さては耳鼻等の摩擦は、慥に凍傷豫防の上に効力があります、けれども哨線に立ちました時は、鎮靜と云ふ上からして、足踏、摩擦に因りて發する音響迄も避けねばなりません、常に手足の指は云ふ迄もなく關節を屈伸致しまして、血液の循環と云ふことに力め、又は屈伸することの出来る、耳鼻等に於ては、口を堅く塞

修養の葉

萬物の靈長である所の人類は、一日片時も、自己の修養を缺くことが出来ぬのである。何となれば、修養なき人間は禽獸と、敢て稱む所がなくして、其人の品格は、誠に下賤であるといはなくてはならぬ。修養を分けて、身體の修養と、精神の修養との二つとす。身體の修養とは労働、運動、睡眠、飲食の節制(身體衣服の清潔、衛生等に依て我身の健康を保つことである。精神の修養とは、我身の思想、品性を高尚にし人の人たる道を履み行ふことを指すのである。故に我々は、身體の修養に依て無病息災にして長壽を保つことに心掛くことが必要であると同時に又常々、精神の修養を怠つてはならぬ。併しながら此の二つの修養を積むと云ふは決して一朝一夕に、爲し遂ぐる事が出来ぬのであつて、絶へず修養を繼續して、百里の道も一歩より始むるか如く、永き歳月を積み重ねてはならぬ。が初めより比の水き歳月の間、以上二つの修養を積むと思へば何人でも非常に窮屈を感じ又甚た行ひ難き事の様に考へらるゝのが通常で動もすれば怠り勝ちになるのである。故に茲に我々は、此の修養の工夫として極適切なる教訓を、左に録記して日々、之を繰返して、行ひ続けんことを望むのである。

今日一日の心得

- 一、今日一日は、三ツの恩(君の恩、親の恩、)を忘れず、不足いふまじき事
- 一、今日一日は、決して腹を立つまじき事

ぎ齒を喰ひ締め、全身に力を入れる杯して、暖を取りました、又戦闘中におきましては、腰に達する河水を渡渉し、或は大雨に遇ひ全身濡れ鼠とあることが幾度もありまして、之が爲に凍傷及寒冒に罹る者、澤山にあります、私は此際に於ては、全身殊に下腹に力を入れて、暖を取りて、居りました、聊か凍傷、寒冒に犯されなかつたので、ムリです。

○修養の葉を編輯す(大分監獄のこと)

大分監獄にては戦時の心得、衛生の心得又はいろは訓等を編輯し在監人に看讀せしむることは曾て報道し置きたるが曩頃より「修養の葉」と題したる印刷物を工場監房に備へ隨時看讀せしめ感化の用に供し又放免者の希望に應じ一葉つゝを交付することゝせり其全文左の如し

- 一、今日一日は、虚言いわず、無理なことをせずまじき事

- 一、今日一日は、人のあしきことをいわず我よきをいふまじき事

- 一、今日一日の存命をよるこび、家業を大切にすべき事

右は唯今日一日の慎みにて候何人も、毎朝必ず此教訓を讀みて、其日の行を慎んだならば、過誤失錯少く、其日を安樂に過すことが出来るのであつて、一日くんと毎日、之を繰返して行ふのである。然れば、今日一日の安樂は、積んで一月の安樂となり、一月の安樂は又積んで一年の安樂となり、十年、二十年と延いて一生涯の安樂の基となるのであるから我身一生涯の安寧幸福を得んと心掛くる人々は、今日一日の修養が、最も大切であると思ふのである。今日ばかり思ふ心を忘るなよ

○女囚に通俗講話

對する女囚に通俗講話 萬事に心を配るに敏き藤澤典獄は入監せる女子の教育程度の意外に劣等なるを感じ良妻賢母杯と品位を高尚ならしめんとことに力むるよりは先ず日常

身邊の行事を致ゆるを急務なりとし去る頃より「女子への話」なるものを綴り教育の用に供せり其内容を窺ふに第一炊事(イ)米の磨き方(ロ)飯の曇き方(ハ)汁の製方(ニ)菜(惣菜調理)一班(ホ)漬物の漬け方切り方(ヘ)竈の焚き方風呂の焚き方(ト)器皿の取扱(チ)其他、第二掃除(イ)箒(ハタキ)の取扱(ロ)雑巾(カ)に關する注意(ハ)机、本箱、火鉢、煙草盆等に關する注意(ニ)床の間(掛け物のかけ方、外し方、活花の取扱、置物等に關する注意(ホ)其他(西洋室に關する事項一班)(ヘ)庭園の掃除概略(ト)便所の掃除附手水鉢、第三洗濯(イ)衣類の洗ひ方(ロ)其他の洗ひ方(ハ)石鹼の使ひ方(ニ)洗濯物乾し方(ホ)取片付方(ヘ)皺のし、糊つけ其他之に關する注意(ト)其他、第四子供(イ)嬰兒に關する一般取扱(ロ)子供に關する一般注意(ハ)子守の方法(ニ)其他、第五應接(イ)障子、襖の開閉(ロ)坐り方(ハ)案内(ニ)座蒲團椅子等(ホ)茶、煙草盆、食膳の運び方、置き方、列べ方、給仕方、(ト)帽子、外套、下駄、靴等に關する注意(チ)其他、第六夜の行事(イ)臺所の取片付(ロ)火の用心、

燈器の取扱(ハ)兩戸の開閉、窓、引窓、(ニ)表門、通用口の開閉及注意(ホ)臥床の設け方(蒲團、枕、蚊帳、寝衣等(ヘ)臥床の取片付け(ト)其他、第七一般婦女としての身たしなみ(イ)家に在る時(ロ)客に接する時(言葉遣ひ、態度(作法一班)、衣裳、帶類、頭髮、化粧等に關する一般の取扱智識、注意、第八看護法一班第九其他、の章節に分ち極めて平易に説明したるものにして家婦となるも備女となるも日用に差聞へなからしめんと謀りたる點に於て間然する處なし時に在監人の教育に資くる所あるのみならず一般女子の心得となるべし左に其一二節を録して参考に供し併せて斯る日常の務めを平易に叙述し女因教育の資料となさんことを推奨す

飯の曇き方

前夜米を磨いで箒に入れ乾かして置き翌朝焚き付けて水が沸騰した時に米を入れるが宜い、薪の焚き方には注意する人が少い、沸騰するまでは格別注意は要らぬが沸騰したときは火力を強くせねばならぬ一旦煮え立ち終つたらば最早熱を保つ

に足る丈のおきで澤山である薪は無考に多く入れたとて早く出来るものではない凡そ一升や一升五合の飯ならば四五本の薪でよろしかろう釜の蓋は決して取らぬが大切である。竈に火を焚き付けてからは傍について居る必要はない火加減がよければ其の間に六疊間の一つ位は掃除が出来るが一旦煮え立つてから火をひくまでが肝要の事で又加減を要するから時間の利用は多少經驗を積むでの後の事である。飯が出来たなら直に其薪を汁の方に移してくべる、飯の熟した頃には下度汁が煮上る、そこで薪の焚き落しは火消壺に入れて消し炭にし不時の用意にする、たき残りの燃へさしの薪は水で消して一所に集めて置く此場合には火の用心をせねばならぬ

器皿の取扱

器物の取扱は叮嚀にせねばならぬ毎日用ふる膳碗、茶碗、皿鉢の如きは左程立派な物は使はなぬが之を取出すとき、之を片付るときは靜かに成るべく音をさせぬ様に而して藏めるにも必ず場所を定めて置けば臨時入用の時にも周章の事

は多い。又器物を破損することが少い。食事の始めには豫め洗つて置いた器物は其配列に當つて一寸檢へて塵埃や汚れがついて居らぬ様に心付ける、食事の終つた時は油氣脂肪類のついた器物と其他の分を別けて別々に洗ふ、洗ふには先づ微温湯で洗ふが宜しい(微温湯は朝なれば竈の温みで洗湯は出来る)それから水で濯いで乾いた清潔な布巾で拭ふ、脂肪質のついた器皿は之を微温湯に入れて曹達で洗ふとも灰で洗ふともするか宜い、併し灰は其儘用ふる器物に傷け又は變な臭氣がする事がある。塗物は水で洗つてから、拭くのみでは可かぬ必ず後から軟かな乾いた布巾で拭い、器物と器物の間に紙を入れて置く新しい陶磁器や硝子の器は餘り熱い湯や餘り冷い水で取扱つてはならぬ、布巾は常に三四枚を備へて置いて取替へて毎日清かに洗つて置く無論石鹼を以て洗濯して日光に乾すのである

箒、ハタキの取扱

掃除の爲めに室に入つたならば、ハタキは上の

方から下にかける、障子の格子は徐かに一々かける、長押は第一着に掃ふ、之は多くの人の忘れる處であるから能く記憶すること、尙掃除のときは風向きを考へて風上からハタキをかけるのである、床の間の掛物はハタキで掃ふものではない、掛物置物に目立つ程の塵埃があつたならば左の手で押へて右手で極めて静かに掃ふのであるが成るべく毛のハタキで掃ふ様にするのである、ハタキは古手紙や反古紙で常に作つて置く其作り方も一枚の半紙を四ツ位に切り其一片を四ツに折りそれを集めて作る、開のとき茫然して居る間に此位の事は出来る、古い汚れたハタキでは塵が去らぬのみならずハタキの斷片が戸障子の間に残つて見苦いものであるから平素二三本を準備して置かねばならぬ

箒の使ひ方は疊の目通りに使はねばならぬ、若し箒を持つて只座敷の中を撫で廻はす丈けでは何の役に立たぬ、古い川柳にも「居候角な座敷を丸く掃き」といふ之は無精者のする事で只箒で擦れば能事了れりとする、其實掃除にはなら

ぬ、箒を使ふにも相應の考が要る、箒は直に鎌刀のやうになるものであるから一ツの室を掃いて次の室に入るときは今度は箒を逆に使ふ、椽は椽なりに最後に掃かねばならぬ、使つて了つたときは一定の場所に懸けておく而して時々晴天の日に其箒の先きを洗ひ乾かすのである、汚れた箒で座敷の塵を掃けば反つて疊などは穢れるのである

火の用心、燈器の取扱

ランプの掃除は光力に關係する事であるからホヤなども奇麗に磨いて口金の處も一週間に一二度は掃除する、油壺も一ヶ月に一二度は油を取替へ其時は水で中をよく洗ひ臺も洗つて置く口金などは古い齒磨楊枝でよくこすれば奇麗になる臺も不潔であつたらば石鹼で洗へは穢れが落ちる、ランプは掃除した場所を點火せぬ様に心掛ねばならぬ掃除した場所には石油罐や油徳利や石油の付着た紙片や布片が散亂して居るから假令よく片付けたとしても尙斯る危険の場所では火を點けぬが得策である、而して點けるにも

五ツ六ツのランプならば一ツ點けてホヤをかけた蓋をかける云ふように一ツ々々するよりも豫め五六個のホヤを外して置いて一度に點けたならば一本のマンチで事が済む、が此處で注意したいのはマンチを摩つて其摩り殻を處構はず抛つて置く人があるが萬一を慮らねば火の用心とは謂はれぬ、摩つた殻は必ず火鉢か竈の下に投げねばならぬ、竈、風呂場、ランプは仕舞つた後を整頓して置き尙寝る前に一應検査して火の憂はないと安心してから寝に就かねばならぬ其他火消壺、灰溜なども同様である殊に灰を外へ取つたらは其處には殊更に水をかけ又は水を供へて萬一に用心するが宜しい、ランプも其夜使ひ終つたとても直に戸棚や置場へ片付けてはならぬ火の消へたランプに何の用心は要らぬもの、矢張り危険は何處までも避けねばならぬ萬事此積りで注意を喚起するのである

手し着々其功を奏し本年度までに成工したるは畑十三町二反歩餘にして其内二町三畝歩餘は三十七年度に於て水田に組替開墾したるを以て現在畑は十一町一反六畝歩餘にて當時の地所相當價格と對照するに畑は三千九百六十圓餘に相當するを以て差引利益三千三百八十圓、水田は一萬四百四十七圓に相當するを以て差引九千三百四十五圓餘の利益なり又農業收穫品を在監人食糧に給與するに市價を標準とし一錢四厘の範圍に於て給與したるを以て本年度上半期に於て本分監を通じて五百三十七圓三十九錢二厘の利益を見たる割合なり而して此上半期間收穫品及製作品の食料に供したる重要なものを市價に換算對照するときは左の如しと

○青森監獄の農業の成績一斑

青森監獄に於ては三十五年度以降農作場開墾に著

品名	原價	市價	對照減
味噌	一五、四五	四三、八六	二八〇、四四
澤庵漬	一三、四五	二九、三六	一五、二〇
大豆	二〇、九五	三九、〇三	一八〇、八二
乾燥馬鈴薯	三、五八	一八、七五	六、二七
牛蒡	四、二八	一〇、七三	六、四五
燕麥	一、八四	五、六五	三、七六

切干	大根	二、八七〇	一、二〇〇	八、三〇〇
豚	肉	一五、六六六	一七、三〇〇	一、四九四
甘	藍	一九、二九〇	二五、五三六	六、二四六
茄	子	一、六九四	〇、六九四	—
菜		二五、三九一	四、八二一	一八、四七〇
馬鈴薯		一六、九三二	三、五五一	一四、六六一

○三十九年中の假出獄人員

三十九年中假出獄の恩典を受けたる者は千七百十三人にして三十八年中の人員に比較するときは三百三十三人の減少なり左に月別人員を掲ぐ

一	月	八七	一一七	三〇
二	月	一六五	一三二	三三
三	月	一六七	二〇八	四一
四	月	一三九	一六四	二五
五	月	一九四	一六七	二七
六	月	一八三	一六四	一九
七	月	一〇七	一六五	五八
八	月	一一一	一九四	八三
九	月	一一七	二二三	一〇六

三十九年 三十八年

前年ト比較シ

増 減

○故高木典獄並清部下の情誼

良典獄として同人間に知られたる高木光久氏は昨夏心臓麻痺を患ひ爾來療養怠りなかりしが終に客臘十二日溘然永眠せらる氏は獄務に在ること多年殊に去三十四年任を千葉監獄に受くるや爾後監獄

建築工事の爲め苦心經營する所あり今や將に其工を竣らんとするに際し宿痾草まりて復起たす哀悼何ぞ堪へん、幸に令聞ある典獄清水精四郎氏の静岡より往きて其後を襲ふあり事業の効果は日ならずして期待するを得ん高木氏の靈亦冥すべし、而して清水氏の後任は印南於菟吉氏によりて全ふせらるゝを得たり同氏の令名は普く同人間に知る所復吾人の贅言を省く、高木氏清水氏共に部下を愛撫し喜憂を頌つこと深かりしことゝて高木氏のためには教誨師平野賢榮氏より祭詞を、清水氏のためには舊任地の安永三四郎外敷氏より選歌を寄せられたり左に掲げて其情誼の芳ばしきを味はらん

○祭千葉監獄典獄高木光久君詞

千葉監獄教誨師 平野賢榮

維時明治三十九年臘月十二日從六位勳六等高木光久君逝矣慨嘆不止豈可不惜哉賢榮拈香回向阿耨善提其辭曰

稚松始種 在荆棘隈 千載老幹 遂棟梁材
嘗爲小吏 常薄賄財 廿年一日 堅忍不摧
清廉高潔 舉措明裁 百制有度 綱紀愈開

○在監人名簿の改正

在監人名簿、在監人出監簿の改正せられたるが事務の簡捷を謀るが爲め可成複雑なる帳簿を廢し實質的に改正せられたるものにして取扱例は備考に記載あるも例へば地方監と拘留監と隔絶したる監獄にありては便宜別冊を設くるも差支なく又連年一冊を使用するも毎年改冊するも其邊の活用方は當局者實際の便否に依り適宜取扱ふも差支なき趣に付執務家の參考に供す

○故高木典獄並清部下の情誼

忠良之志 切切在懷 躬行不惜 是萬人魁
過勞獲病 仙丹不回 遂乘雲去 嗚呼悲哉
貝塚之上 新監誓天 是君經所 輪奐美焉
今將竣工 君在那邊 音容髮鬢 涕泣灑然
死生一如 離具縛纏 芳菲雖散 功名萬年
聊薦蕪辭 魂兮尙饗
○清水典獄が千葉にゆかるゝを
おくりまゐらせて

安永三四郎

かすしれぬ千草の濱のまさこにも
いかてたくへむ君かなさげは

宮本周徳

別れてののちの袂もにはふかな

ひとせこめにし君のこの葉

池田竹次郎

君にけふ別れてもなほ岩清水

ふかきめくみのつきすもある哉

今田吉太郎

はやむとせゆめとすこせとゆめならぬ

けふの別れのをしくもあるかな

吉田 政 長

ゝろかねの窓のゆめなほさめぬらん

つかさのきみのけふの別れに

富 永 世 外

ひとやもる君のみこゝろ照すらむ

佐倉のさとのあけほのゝゆき

○十勝監獄の囚徒逃走及逮捕顛末に

就て (正誤の申込)

拜啓愈御清適奉賀候陳は監獄協會雜誌第拾九卷第拾貳號雜報中十勝監獄の囚徒逃走及逮捕顛末と題し客年十一月中當監囚徒逃走に關する記事掲載有之一讀候處即ち本記事が當地新聞紙に依り摘録せられし由に候得共逮捕顛末に關し甚しき誤謬有之候に付左に正誤致度候間餘白に掲載相成候様致度冀望に候

抑々當地新聞記者が本事件發生するや時を移さず探訪に來監せしも未だ其筋の臨檢も濟まず且追跡手配等頗る多忙の折柄面談を拒絶したり是即ち新

聞記者が惡感情を抱持するの動機となり爾來本件に關する新聞の記事は殆ど正鵠を失す就中逮捕顛末に關しては巡查の勇敢を賞揚し且一刃の下に一兇徒の頭蓋骨を破り云々とあるも事實は全く之に反す尤も巡查の行動勇敢なりしは吾人大に感謝すと雖も乍遺憾氏は格闘開始の當初に於て兇刃の爲めに重傷を負ひ兇徒に組み伏せらるゝや他の一兇の爲めに刀劍は奪はれ即ち刀は之を抜くに迫あらずして卒倒するに至りし咄差の間一名の看守が疾風の如く馳付勇敢奮闘以て一兇徒を斃し、事實は現に本人の刀劍に附着する血痕に徴して争ふべからざる證據なりとす然るを上記の關係上一々之を巡查の手柄なりと訛傳するに至りしものは蓋し地方に新聞が事前事後とも絶て直接に事實を探知せずして道路の傳聞を其儘に記述したるは警察に對する或る事情上より然かせしからん乎兎に角其謬罔に付ては聊か遺憾なき能はず然れ共素一旦踪跡を失したる逸囚の追跡捕獲の任務たるや全然警察權に屬し監獄當然の任務に非らざるや又濫りに彼我の間に效績を争ひ新聞記事を正誤する如きは稍

大人氣なき嫌あるを以て敢て之を正すことを爲さざりし然るに今や本誌に轉載して以て訛傳誤聞を斯界に紹介せらるゝに至りては最早默過するに忍びず茲に事實の真相を披瀝して正誤するの止むを得ざる次第に御座候而又二看守の行動が遂巡遲疑所謂事に臨で畏縮せしやの慨あるも抑々此兩名は事件發生後數晝夜幾と不眠不休追跡捜査に奔走し殊に前夜來長途の歩行に身體疲勞し爲めに一看守の健足と駢馳する能はずして遂に後れを取るに至りしは遺憾ながら亦誠に止を得ざる事情の存するを以て序に一言敷衍致置候草々頓首

明治四十年一月九日

十勝監獄 大沼 安 吉

監獄協會御中

種

組

はぢき読書を歓迎す

●人は自己の進歩向上の爲めに其直接に嗜好する所の物を讀まざるべからず嗜好を以つて讀むこと

るの物は最深き印象を與ふ若し嗜好を有せずして讀書せんか其精神の半は特に注意を書物の上に向くるに費すに至り其結果他の半だけのみにて書を讀むことゝなるとはジョンソンの鍼言なり獄書を讀むにも亦監獄事業と共に倒るゝの決心を以つて好んで讀まざるべからず予は毎に心なく監獄雜誌を看過する人に熱心忠實てふものを見出す能はず……………(朴 翁)

●教育家塚本清吉なる人高知監獄を觀たる所感の一節に曰く、典獄の話によると當地には特筆すべき地方的犯罪はないが嘗て京阪地方に盛んであつた犯罪即ち紙幣偽造の如きが目今當地に多いとのこと、思ふに之は交通不便に伴ふ罪人の好隱所たると又文化の波及の遅いのを示すのではないか云々と亦一具眼と謂ふべし、教育家の監獄參觀の價値茲に在り近時接踵獄門を叩くの好事者須らく三省せよ……………(高知報)

●世界を動かさんとする者は先づ自ら動くべしと曰へるソクラテスに學びたるにあらざるも尊大を構へたる士族の商業に失敗せる、驕る平氏の久し

からざる皆之れ自ら動かすして他を願使して得たりとせしたる應報ならずんばあらず予之を監獄事業に觀るに課長分監長の職分は他を願使し自らは華族様を氣取り軟榻に墜りて語らず若くは理論に拘々とし躬ら一指を染めざる監獄には整理改善てふものあるを蓋し其地位を忘れたる没本領男子なればなり……………(實見生)

●刑法改正案發表せらる日比谷原頭侃諤の議論あらんとす犯罪討伐軍亦將に事滋からん此秋に際し廣く同人の意見を發表する亦益なきにあらず新案第三九條以下心神喪失者の行爲は罰せず心神耗弱者の行爲は減輕す、瘡癩者の行爲は罰せず又は其刑を減輕す、十四歳に満たざる者の行爲は罰せずとしたる如き未だ監獄眼より觀て完璧なりと謂ふ能はざるも較く實情を穿ちたる進歩の點なりと謂ふべし瘡癩者の行爲は罰せず又は其刑を減免すとは現法の是非の辨別云々を標準とするにや頗る了解に苦む此の數條意思と責任との大關係……………(高見一兵)

●倫敦聖メアリー病院のサー、ライト氏は病菌に侵

されたる病者に活力を與へて自ら其病菌を撲滅する新方法を發見し目下加奈陀ロント病院にては同療法の實驗中にて今日までの成績は頗る良好なりと若し此の療法にして奏效確實なるに至らば多數病者の不幸を救済することを得ん亦刀圭界の大進歩と謂ふべし犯罪病菌の撲滅法は發見せられざるものにや……………(兎耳生)

●一般判任官の俸給低く時勢相應の生計負擔に堪へざるは今更暇々を要せず去りて増俸問題は人員節減を措ては行ひ難し頃日吾縣下各警察署長分署長には官舎を供し官舎なき者には四圓以内の宿料月手當を給すと縣會決議したるが更に警部一般にも宿料を給與する筈なりと云監獄判任には甲乙地を異にするときは同位地を占むるに拘らず官舎あると無きとあり官舎なき者には宿料の幾分たりとも給すること吾縣警部の如くならざるか……………(山形生)

もの百五十七人にして年齢別に對照すれば十七歳二人、十六歳二十五人、十五歳四十人、十四歳二十七人、十三歳三十九人、十二歳十八人、十一歳七人、十歳六人、九歳一人かり之に就て觀るに十一二歳までは父母も快く與へ子も父母の待遇に満足せるも稍長するに及びては父母は誠め子は習性となり漸次に嗜慾を満たさん手段をと思ひ浮ひ途に他人の財物に眼を着くるに至るものならんか、而して此事は都會縱令都會からずとも人家稠密の地に多く僻遠の地に少し殊に汁粉を好む者十七人牛肉を嗜む者六人の如きは必ず都會生活の久しき者ならんと信ず、此信當れるや否や川越當局者に質す、又飲酒慾は十四歳十五歳十七歳各一人にて其以下の年齢者になきは酒慾は食慾に後る者か敢て少年教育者に問ふ……………(東京生)

●より堀川監獄醫比能啓次郎氏の監獄吏員の缺點として監獄思想乏しき實例二三を擧げ痛諭せらる、所あり次て小河滋次郎氏は近世刑事思想の二大暗流即ち新舊二學派の主義に就き簡單に説述し最後に法學博士勝本勘三郎氏は最近歐洲に於ける刑法の主義目的に就て新舊學派の根本主義を比較論究せられたり、終て勝本石澤兩氏の爲め清楚なる晚餐會を開き散會したるは午後八時なりき

當日の來會者左の如し

- | | | | |
|-------|--------|-------|--------|
| 降旗峯太郎 | 加沼 定吉 | 森口幸之助 | 齋藤 康清 |
| 津村 清澄 | 栗原極左衛門 | 近角 常觀 | 石井勇三郎 |
| 三毛猪馬介 | 河原友次郎 | 深尾 政藏 | 山田 忠正 |
| 貫井 牛六 | 伊藤 武 | 尾澤 鶴洲 | 多田 正廣 |
| 長谷川勝三 | 高谷嘉太郎 | 坂井 洵 | 求 猶松 |
| 藤野 亮道 | 齊藤 末吉 | 大羽 三郎 | 中村 要 |
| 井草 町藏 | 西野 忠吉 | 丹羽 英次 | 岩田元次郎 |
| 米谷留太郎 | 宮原 定吉 | 齋藤 敬二 | 藤井 信情 |
| 尾崎 雅翁 | 瀧田爲次郎 | 君塚庄次郎 | 黒田源太郎 |
| 山田虎一郎 | 内田興三郎 | 高島 了以 | 山内 末吉 |
| 味田村鈴彦 | 西原 利和 | 渡邊 武太 | 津ノ地佐一郎 |
| 大西 次夫 | 不動隆太郎 | 尾崎 民藏 | 大串榮太郎 |

監獄協會記事

茶話會

舊臘十二月十七日例に依り茶話會を開き午後一時

高本竹山阿大經堀下
 杉林四太
 庄內中重
 井隆石部
 光正
 已之太
 靜直
 松郎
 淵運見樓孝道壽郎

古川順一郎
 大松本純
 澁谷萬隆
 西尾東造
 武藤周郎
 大塚安太
 鎌田三郎
 福村庭雲
 金貳拾錢

三上龜太郎
 島崎文雅
 小崎謙吉
 黑松兵衛
 赤野勝
 岡部常一
 矢野常一
 岡部常一
 新井道之助
 鈴鹿正助

勝大島市
 大宮房
 松口省
 井橋健
 高山橋
 高沼
 前野齋
 太次郎
 助郎

拙老儀

喜字之祝年ニ相當候ニ付有志諸賢ヨリ御芳志ヲ以テ御祝盃料之御贈賜
 ヲ辱フシ光榮之至千萬難有厚ク御禮申上候逐テ御禮之微意ヲ表スヘク
 候へ共御名前等取調之爲メ時日ヲ費シ候間先以御禮謹テ申上候 敬白

三十九年十二月

喜字翁
 石澤謹吾

再版廣告

司法屬 印南於見吉君編纂
 司法屬 土屋直文君編纂



定價金三十五錢
 郵税金八錢

本書ハ第一版ニ次、明治三十六年六月ヨリ本年九月ニ至テ我輩獄ニ關スル法律
 勅令省令訓令而隨等ノ必變テレモノヲ網羅シ其改訂ヲ明ニシ給、本版ニ於テハ
 經理、統計ニ關スル法規アモ蒐集シ校正編纂且撰録ニ使ニシテ附モ支底廉ナレ
 ハ監獄界並比ノ良書トシテ敢ニ現任及新任司獄官直ニハ勿論、監獄研究ニ志アル
 諸士ハ必ス一本ニ進石ニ爲セラレントシテ企望ス

東京市四谷區要住町二番地

發行所

監獄協會出版部

電話(長)番町二十一番

高杉 林四郎
本内 重太郎
竹本 兼孝
山本 孝道
阿部 孝道
大石 孝道
經路 孝道
堀井 孝道
下川 孝道

古川 順一
大松 萬造
澁谷 隆吉
西尾 東吉
武藤 周藏
大塚 安太
福村 三郎
鎌田 庭雲
金貳拾錢

三上 龜太郎
廣島 文太郎
島崎 謙雅
小島 謙雅
尾崎 謙雅
赤松 謙雅
矢野 謙雅
岡部 謙雅
鈴木 謙雅
新井 謙雅

大勝 市
大宮 忠
大島 忠
宮田 忠
井口 忠
山崎 忠
高橋 忠
高野 忠
前田 忠
太田 忠
助郎 忠

拙老儀

喜字之祝年ニ相當候ニ付有志諸賢ヨリ御芳志ヲ以テ御祝盃料之御贈賜
ヲ辱フシ光榮之至千萬難有厚ク御禮申上候逐テ御禮之敬意ヲ表スヘク
候へ共御名前等取調之爲メ時日ヲ費シ候間先以御禮謹テ申上候 敬白

三十九年十二月

喜字翁
石澤 謹 吾

再版廣告

司法屬 土屋直文君 編纂



定價金三十五錢
郵税金 八 錢

本書ハ第一版ニ次キ明治三十六年六月ヨリ本年九月ニ至ル我々監獄ニ關スル法律
勅令省令訓令通牒等ノ必要ナルモノヲ網羅シ其改廢ヲ明ニシ特ニ本版ニ於テハ
經理、統計ニ關スル法規ヲモ蒐集シ校正嚴密且携帶ニ便ニシテ價モ又低廉ナレ
ハ監獄界無比ノ良書トス故ニ現任及新任司獄目吏ハ勿論苟、監獄研究ニ志アル
諸士ハ必ス一本ニ座右ニ供セラレンコトヲ企望ス

東京市四谷區愛住町二番地

發行所

監獄協會出版部

電話(長)番町二十一番

千輪性海君著 再版

世渡の志るべし

菊判美本三百六十頁
税價金五十十錢

次 目

緒言
 一 家庭の標準
 二 宗教の意義
 三 教育の目的
 四 學問の進歩
 五 家庭の模範
 六 宗教の模範
 七 教育の模範
 八 學問の模範
 九 宗教の模範
 十 教育の模範
 十一 學問の模範
 十二 宗教の模範
 十三 教育の模範
 十四 學問の模範
 十五 宗教の模範
 十六 教育の模範
 十七 學問の模範
 十八 宗教の模範
 十九 教育の模範
 二十 學問の模範
 二十一 宗教の模範
 二十二 教育の模範
 二十三 學問の模範
 二十四 宗教の模範
 二十五 教育の模範
 二十六 學問の模範
 二十七 宗教の模範
 二十八 教育の模範
 二十九 學問の模範
 三十 宗教の模範
 三十一 教育の模範
 三十二 學問の模範
 三十三 宗教の模範
 三十四 教育の模範
 三十五 學問の模範
 三十六 宗教の模範
 三十七 教育の模範
 三十八 學問の模範
 三十九 宗教の模範
 四十 教育の模範
 四十一 學問の模範
 四十二 宗教の模範
 四十三 教育の模範
 四十四 學問の模範
 四十五 宗教の模範
 四十六 教育の模範
 四十七 學問の模範
 四十八 宗教の模範
 四十九 教育の模範
 五十 學問の模範
 五十一 宗教の模範
 五十二 教育の模範
 五十三 學問の模範
 五十四 宗教の模範
 五十五 教育の模範
 五十六 學問の模範
 五十七 宗教の模範
 五十八 教育の模範
 五十九 學問の模範
 六十 宗教の模範
 六十一 教育の模範
 六十二 學問の模範
 六十三 宗教の模範
 六十四 教育の模範
 六十五 學問の模範
 六十六 宗教の模範
 六十七 教育の模範
 六十八 學問の模範
 六十九 宗教の模範
 七十 教育の模範
 七十一 學問の模範
 七十二 宗教の模範
 七十三 教育の模範
 七十四 學問の模範
 七十五 宗教の模範
 七十六 教育の模範
 七十七 學問の模範
 七十八 宗教の模範
 七十九 教育の模範
 八十 學問の模範
 八十一 宗教の模範
 八十二 教育の模範
 八十三 學問の模範
 八十四 宗教の模範
 八十五 教育の模範
 八十六 學問の模範
 八十七 宗教の模範
 八十八 教育の模範
 八十九 學問の模範
 九十 宗教の模範
 九十一 教育の模範
 九十二 學問の模範
 九十三 宗教の模範
 九十四 教育の模範
 九十五 學問の模範
 九十六 宗教の模範
 九十七 教育の模範
 九十八 學問の模範
 九十九 宗教の模範
 一百 教育の模範
 一百〇一 學問の模範
 一百〇二 宗教の模範
 一百〇三 教育の模範
 一百〇四 學問の模範
 一百〇五 宗教の模範
 一百〇六 教育の模範
 一百〇七 學問の模範
 一百〇八 宗教の模範
 一百〇九 教育の模範
 一百一十 學問の模範
 一百一十一 宗教の模範
 一百一十二 教育の模範
 一百一十三 學問の模範
 一百一十四 宗教の模範
 一百一十五 教育の模範
 一百一十六 學問の模範
 一百一十七 宗教の模範
 一百一十八 教育の模範
 一百一十九 學問の模範
 一百二十 宗教の模範
 一百二十一 教育の模範
 一百二十二 學問の模範
 一百二十三 宗教の模範
 一百二十四 教育の模範
 一百二十五 學問の模範
 一百二十六 宗教の模範
 一百二十七 教育の模範
 一百二十八 學問の模範
 一百二十九 宗教の模範
 一百三十 教育の模範
 一百三十一 學問の模範
 一百三十二 宗教の模範
 一百三十三 教育の模範
 一百三十四 學問の模範
 一百三十五 宗教の模範
 一百三十六 教育の模範
 一百三十七 學問の模範
 一百三十八 宗教の模範
 一百三十九 教育の模範
 一百四十 學問の模範
 一百四十一 宗教の模範
 一百四十二 教育の模範
 一百四十三 學問の模範
 一百四十四 宗教の模範
 一百四十五 教育の模範
 一百四十六 學問の模範
 一百四十七 宗教の模範
 一百四十八 教育の模範
 一百四十九 學問の模範
 一百五十 宗教の模範
 一百五十一 教育の模範
 一百五十二 學問の模範
 一百五十三 宗教の模範
 一百五十四 教育の模範
 一百五十五 學問の模範
 一百五十六 宗教の模範
 一百五十七 教育の模範
 一百五十八 學問の模範
 一百五十九 宗教の模範
 一百六十 教育の模範
 一百六十一 學問の模範
 一百六十二 宗教の模範
 一百六十三 教育の模範
 一百六十四 學問の模範
 一百六十五 宗教の模範
 一百六十六 教育の模範
 一百六十七 學問の模範
 一百六十八 宗教の模範
 一百六十九 教育の模範
 一百七十 學問の模範
 一百七十一 宗教の模範
 一百七十二 教育の模範
 一百七十三 學問の模範
 一百七十四 宗教の模範
 一百七十五 教育の模範
 一百七十六 學問の模範
 一百七十七 宗教の模範
 一百七十八 教育の模範
 一百七十九 學問の模範
 一百八十 宗教の模範
 一百八十一 教育の模範
 一百八十二 學問の模範
 一百八十三 宗教の模範
 一百八十四 教育の模範
 一百八十五 學問の模範
 一百八十六 宗教の模範
 一百八十七 教育の模範
 一百八十八 學問の模範
 一百八十九 宗教の模範
 一百九十 教育の模範
 一百九十一 學問の模範
 一百九十二 宗教の模範
 一百九十三 教育の模範
 一百九十四 學問の模範
 一百九十五 宗教の模範
 一百九十六 教育の模範
 一百九十七 學問の模範
 一百九十八 宗教の模範
 一百九十九 教育の模範
 二百 學問の模範

發行所

東京市四谷區愛住町二番地
電話「長」番町二十一番

東京書院

恭賀新年

一月元旦

明治四十年

監獄協會

男爵清浦奎吾
法學博士小河滋次郎

石澤謹吾

山上義雄

眞木喬

藤澤正啓

香川又二郎

宮下鈞太郎

磯村政富

千鶴性海君著 再版

世渡の

三十五十

發行所

電話(長) 二二一

東京書院

明治四十年

恭賀新年

一月元旦

監 獄 協 會

男 爵 清 浦 奎 吾
法學博士 小 河 滋 次 郎

石 澤 謹 吾

山 上 義 雄

眞 木 喬

藤 澤 正 啓

香 川 又 二 郎

宮 下 鈞 太 郎

磯 村 政 富

會費送付方

振込 局名	宛名	肩書 番地
神田一ツ橋通郵便局	監獄協會委員 藤澤正啓	東京市麴町區飯田町 五丁目三十番地